

平成28年3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月3日(木)～16日(水) 14日間)

会 期	月	日	曜		開 議 時 刻	摘 要
第1日	3	3	木	本会議	午前10時	開 会
						・会議録署名議員の指名
						・会期の決定
						・議案の上程(提案理由説明)及び質疑
						・議案の委員会付託
・採決						
第2日	3	4	金	考 案 日		
第3日	3	5	土	休 会		閉 庁
第4日	3	6	日	休 会		閉 庁
第5日	3	7	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	3	8	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	9	水	休 会		幼稚園卒園式
第8日	3	10	木	休 会		中学校卒業式
第9日	3	11	金	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	12	土	休 会		閉 庁
第11日	3	13	日	休 会		閉 庁
第12日	3	14	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第13日	3	15	火	休 会		
第14日	3	16	水	本会議	午前10時	・各付託案件委員長報告
						・採決
						・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成28年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成28年3月3日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 4番 , 5番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 篠栗町固定資産評価員の選任について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
10	職員の退職管理に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
11	篠栗町地球温暖化対策実行計画策定協議会設置条例の制定について	総務建設 常任委員会
12	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
14	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
15	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
16	篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
17	篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
18	篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
19	平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
20	平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
21	平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
22	平成28年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
23	平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
24	平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
25	平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会
26	平成28年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
27	平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について	予算 特別委員会

平成28年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成28年3月7日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	2 番	田辺 弘之	議 員
2.	3 番	栗須 信治	議 員
3.	1 番	古屋 宏治	議 員
4.	12番	荒牧 泰範	議 員
5.	5 番	村瀬 敬太郎	議 員
6.	1 0 番	松田 國守	議 員
7.	8 番	大楠 英志	議 員
8.	7 番	横山 久義	議 員

平成28年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成28年3月14日(月) 予算審査終了後開議

第1, 休会について

平成28年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

平成28年3月16日(水)午前10時開議

- | | |
|-------------|---|
| 第1, 議案第10号 | 職員の退職管理に関する条例の制定について |
| 第2, 議案第11号 | 篠栗町地球温暖化対策実行計画策定協議会設置条例の制定について |
| 第3, 議案第12号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第4, 議案第13号 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第5, 議案第14号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6, 議案第15号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第7, 議案第16号 | 篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第8, 議案第17号 | 篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9, 議案第18号 | 篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10, 議案第19号 | 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について |
| 第11, 議案第20号 | 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について |
| 第12, 議案第21号 | 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について |
| 第13, 議案第22号 | 平成28年度篠栗町一般会計予算について |
| 第14, 議案第23号 | 平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について |
| 第15, 議案第24号 | 平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第16, 議案第25号 | 平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について |
| 第17, 議案第26号 | 平成28年度篠栗町水道事業会計予算について |

- 第18, 議案第27号 平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について
- 第19, 選挙案第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第20, 発議第1号 篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第21, 発議第2号 篠栗町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 第22, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成28年第1回(3月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月3日(開会)

平成28年 第1回 定例会 会議録

日時 平成28年3月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	6番	今	長	谷	武
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園 長	阿 部 正 博	産業観光課長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上下水道課長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前 10 時 00 分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、平成 28 年第 1 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議に入ります前に、山田眞士議員より発言の申し出がっておりますので、会議規則第 50 条第 1 項の規定により、許可いたします。

山田議員、登壇して発言してください。

○議員(山田 眞士) この度、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、平成 27 年 10 月 23 日招集、及び平成 28 年 2 月 19 日招集の臨時会開催の刻限に遅れ、また平成 28 年 2 月 25 日開催の文教厚生常任委員会に届出を怠り、無断欠席をいたしました。

議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて、誠に申し訳ありませんでした。

ここに深く反省し、誠意を披瀝してお詫びいたします。

平成 28 年 3 月 3 日、篠栗町議会議員 山田眞士

○議長(阿部 寛治) 山田議員に申し上げておきます。

議員の職責の重さをよく鑑み、今後は自身の慎重な行動に留意され、繰り返すことが無いよう申し添えておきます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、閉会中の委員会の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、4 番 山田眞士議員、5 番 村瀬敬太郎議員を指名いたします。

日程第 2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 16 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から３月１８日までの１６日間に決定いたしました。

日程第３、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第９号から議案第２７号までの計１９議案と、ほかに選挙案が一件提出されております。

それでは、議案第９号から議案第２７号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 皆さん、おはようございます。

本日、平成２８年第１回篠栗町議会定例会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

２月末には思わぬ冷え込みと雪の荒れ模様の天気となりましたが、ここ２、３日は暖かい日和でございます。３月５日は篠栗の春の訪れを告げる霊場開きでございます。

提案理由を申し述べる前に、平成２８年度の施政方針を申し上げたいと存じます。

さて、年明け早々の１月４日に第１９０回通常国会が開会いたしました。安倍内閣総理大臣は、１月２２日に平成２８年度の施政方針演説を「未来へ挑戦する国会」という題名で行いました。

そのなかで、私たち市町村自治体に対して、地方創生に絡めてこのように発信いたしました。

「地方創生の原動力。それは、地方の皆さんの『情熱』であります。本年３月までにほぼ全ての自治体で、各地方の創生に向けた総合戦略が策定されます。自分たちの未来を、自分たちの創意工夫で切り拓く。地方の意欲的なチャレンジを、自由度の高い『地方創生交付金』によって応援します。」演説の最後に、「安倍内閣は、諦めません。目標に向かって、諦めずに進んでいきます。一億総活躍の未来を拓く。日本と世界の持続的な成長軌道を描く。平和で安定した、より良い世界を築く。安倍内閣は挑戦を続けてまいります。皆さん、共に挑戦しようではありませんか。そして、結果を出していこうではありませんか。経済の舵取りをどうするのか、国民の命と平和な暮らしをどのようにして守るのか。互いの政策を明らかにして、建設的な論戦を行おうではありませんか。民主主義の土俵である選挙制度の改革、国のかたちを決める憲法改正。国民から負託を受けた、私たち国会議員は、正々堂々と議論し、逃げることなく答えを出していく。その責任を果たしていこうではありませんか。」と結びました。

毎年明けの通常国会における首相の施政方針演説は、その年の日本の方向性を示す大変重要な国のトップの発信であります。今年は例年になくヤジの横行する、波乱を予感させられる演説だったように思います。

しかしながら、内政、外交ともに力強く行動する安倍政権との印象を受けました。

2月29日に開催された「福岡県町村会定期大会」においては、我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意とゆるぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって策定した「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」に基づき、持続可能な地域社会づくりにまい進するとともに、安全・安心で活力と潤いなる町村の実現を目指すことができるよう、行政基盤の強化を図ることが必要である、と決議いたしました。

篠栗町の地方創生の取組みをスタートとして2年目になります。

私は、広報ささぐりに掲載した「年頭の辞」で今年は、「篠栗町自立宣言」と題して、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容は、4つの重点項目と19の具体的な施策からなります。

その施策には、それぞれK P I（重要業績評価指数）を定めており、行政はじめ商工会、観光協会、民間企業やボランティア団体等まちづくりに関わる多くの町民の皆様の力で2019年度末までに、これから4年3か月でございますが、計画的に事業に取り組んでいくこととしております。これにより、2060年篠栗町の人口ビジョンを2万9,000人とする、新たなまちづくりに踏み出すための総合戦略です。

一方で、この創生総合戦略には具体的な目標として掲げてはおりませんが、これまでの長年の政策によって、元気な高齢者がこれからも住みやすさと幸福感を味わってもらえるよう、高齢者福祉政策を維持・継続していくことも重要な施策です。これらはある意味において、自治をしっかりと確立していくという「篠栗町自立宣言」であろうかと思えます。

国が求める地方創生という政策でありつつも、町らしさをしっかりと形づくる「地方ガバメントとしての自治」を確立するための新たなスタートであるという思いです。「自分たちの町のまちづくりは自分たちの手で」という自治意識の行動とその結果の積み重ね」を信じて、全町民の力を結集して頑張ってまいりましょう、と記しました。

国、福岡県町村会、そして我が町篠栗町。それぞれの言葉は、「地方創生」とい

う全国でスタートする大きな自治のうねりを捉えて、同じ波長で発信していると感じます。行政基盤の更なる強化、即ち、自治体の更なる自立が必要なときです。

こうした点を意識して平成２８年度は、全体の事業計画を組みました。

これまでのように地方交付税の額を期待できないなかで、基金を一部崩してでも住民福祉の向上という地方自治の本旨に沿った計画でございます。

ただ、毎年基金を崩しながら、これからの高齢化社会での福祉の充実、子育て環境の充実を目指した事業を進めれば財源は枯渇します。将来のため、自主財源を少しでも多くするため、改定マスタープランによる都市計画の実現を急がなければなりません。まさに、ここ数年が踏ん張りどころなのでございます。

では、平成２８年度事業について、課ごとで取組もうとしているそのポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、ここ数年の議会の活性化に向けたさまざまな取組みに対し、心から敬意を表します。

平成２７年議会第３回定例会において議員発議により決定された、新しく広報広聴委員会としての活動がはじまったことは、地域に開かれた議会を目指すための実践として、高く評価されるものと思っております。今後は、広報広聴の範囲に留まらず、議会全体の活動として広く町民の皆様との対話の場を設けていただき、地域を代表する先進的な議会となられることを望みます。

懸案の糟屋郡議長会から町長会に対して提案を受けております議員歳費の問題につきましては、引続き私は議会の活性化に繋げるため、積極的に検討を進めるべきとの立場で発言してまいりたいと考えております。

総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、住民課等が関わっております。

総務課では、包括業務委託を継続し、優秀な人材を安定的に確保することに努めます。

また、児童館の放課後児童クラブの対象拡大や、総合窓口業務の設置により包括対象業務を拡大いたします。

防災に係わる新たな取組みとして、福岡県が全県的にデジタル化による大容量送信と通信の複層化を目指し、防災・行政情報通信ネットワークを今後３年間で整備いたします。

また、町施設の長寿命化計画を策定したことから、今後の財産管理を総務課に移すこととしております。

財政課では、平成２６年度から進めております、会議の電子化、財務会計や人事管理・給与システムの電子化のスムーズな運営を図るとともに、入札における一部電子化をスタートいたします。

まちづくり課については、冒頭申し上げましたとおり、平成２８年度は「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の２年目となります。

P D C Aサイクルをしっかりと機能させ、当初の目標を実現するとともに、優先順位を考慮して所期の目標を達成すべくしっかりと事務局としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

篠栗駅東側自由通路整備事業につきましては、いよいよ本格設計、工事へと入ります。

国の防災安全交付金をできるだけ取り入れることのできるよう、関係各方面にお願いしながら、平成３０年度の事業完成を目指します。

篠栗町北地区産業団地開発事業につきましては、平成２８年１月２８日付けで、オーダーメイド型の企業誘致を目指した開発プロジェクトを示した建設業界大手と協定を取り交わし、いよいよ具体的な動きが進み始めました。予定している５区画のうち、既に３区画において食品系企業から進出を申し出ているとの報告を受けており、そのうち２社は、本社移転を考えているとのことでございます。公表できる段階になれば議会の皆様に詳細を事前にお知らせいたします。

平成２８年度も協働のまちづくり事業補助金制度を継続いたします。

一つひとつは小さな取組みですが、平成２７年度の実績のなかに、篠栗町吹奏楽団の有志の皆さんで演奏し、町内コーラスグループ「ハーモニーマロン」の皆さんが歌った「篠栗町歌・ささぐり音頭」をＣＤ化し、各区に配布されました。まさに、自分たちの手づくりのまちづくりがまた一つ形になりました。

平成２８年度も引続き素晴らしいアイデアに基づく新たな事業が立ち上がるよう、町民の皆様への発信に努めます。

また、ふるさと納税制度につきましては、平成２８年度から特典付ふるさと寄付金制度へと発展させます。

他の自治体の取組みに倣い、お土産品を品揃えしていくことによる地場産業の活性化を図るとともに、観光協会の新規事業と位置づけて、徐々に制度を充実したものにしたいと考えております。

会計課におきましては、平成２７年度に支出命令書の電子決済を導入いたしましたが、各課の膨大な紙ベース資料を電子化することにより、事務の簡素化とスピー

ドアップを図ることができました。今後は、監査委員への受検の精度を更に高めることとしております。

税務関連におきましては、収納課を新設し、引続き徴収率アップに向けて徴収業務の更なる推進を目指します。

平成25年度からスタートいたしました家計相談専門のファイナンシャルプランナーによる納税相談は、着実に成果を上げておりますので、引続き業務委託を継続いたします。

税務課につきましては、これまでどおり税の適正かつ公正な課税を目指し事務遂行してまいります。

住民課でございます。

1月から総合発行業務を新設し、諸証明の受取りを簡素化したことは、住民サービスの向上につながったと好評でございます。

住民課は、戸籍係、年金係、国民健康保険係、選挙係、高齢者・公費医療係を持ち、住民全体の総合的な窓口として、多くの住民の皆様に関係の深い重要な課であります。今後もしっかりと体制を整えて、町民の皆様にご不便をおかけしないよう努めてまいります。

国民健康保険につきましては、平成27年度の施政方針のなかで、平成30年に保険者が都道府県に移る予定と申し上げましたが、本年2月に開催されました市町村向けの説明会で、平成30年度から共同保険者となるとの説明を受けております。国も抜本的な改革の必要性を認識しており、今後とも進捗状況について遅滞なく報告してまいります。

また、新たな住居表示の実施に向けた取組みをスタートいたします。

まず、平成28年度において基本計画を策定し、2年後を目処に、整う地域から順次表示変更を具体的に進めたいと考えております。

民生費、衛生費では、福祉課、健康課、こども育成課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、平成28年1月に地域包括支援センターをオアシス篠栗から庁舎1階へと移し、他の福祉関連業務と一体化して取組むことを可能といたしました。住民の皆様にとっても大変便利になったと好評でございます。

平成28年度は、これからの篠栗町の高齢者支援の内容を地域住民が主体となって決めていく「協議体」を社会福祉協議会と一体となって作ります。協議体は、篠栗町の高齢者支援の方向を考え、高齢者が住み慣れた地域でずっと暮らしていける

よう、地域にどのようなサービスが必要かを考え、従来からあるサービスを結びつけたり、新しいサービスを考えたりする住民主体の機関でございます。団塊世代が、後期高齢者となる２０２５年問題を見据えた全国的な事業でございます。

次に、健康課所管の各種政策について申し上げます。

母子保健事業につきましては、妊娠期から子育ての各ステージで必要とされる支援を保健師が中心となって、医療機関等の関係機関と連携を取りながら進め、子育てしやすい、よりよい環境を目指します。

各種検診や予防接種については、本年度も継続して事業を行うとともに、成人保健事業においては、病気を予防、重症化しないように特定健診・特定保健指導を徹底するとともに、糟屋地区慢性腎臓病対策連携システムを有効に活用して、自覚症状のない時期から適切な医療・保健指導を行ってまいります。

こども育成課では、平成２７年度から篠栗町子ども・子育て支援行動計画を柱とする、子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。その計画に基づき、ファミリーサポートセンター事業に取り組めます。

この事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望するものと、当該援助を行うことを希望するものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行うものでございます。

保育の充実と待機児童解消に向けての取組みは、大変重要な課題であります。

就労人口減少社会において、母親の労働力が見直されていることから、安心して母親が就労現場に復帰できるようにするため、平成２８年度も重要課題として待機児童解消に向けた取組みを継続してまいります。

都市整備課環境係が所管しております、クリーンパークの稼働延長につきましては地元協議も概ね整い、平成２８年度から稼働延長の条件となっております周辺整備を行います。

そのなかで、懸案となっております、産業廃棄物中間処理施設の廃棄物撤去等の工事につきましても、稼働延長の整備条件であることから、須恵町外二ヶ町清掃施設組合に負担をお願いして工事を進めることとしております。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取組みについて申し上げます。

農業分野では、本年度も耕作放棄地拡大防止対策として、山間地域の農地にコンニャクを試験的に作付する事業を継続して行います。

林業分野では、平成２８年度も昨年度と同様、森林経営計画に基づく福岡県造林

事業や福岡県荒廃森林再生事業、粗放竹林の再生を目指す緑の自然環境再生事業、また林道改良工事などで1億円を超える予算を計上しております。

農林水産業費県補助金や立木売却収入などの財源を確保しながら継続して事業を進めてまいります。

毎年申し上げておりますが、篠栗町は7割を山林で囲まれた景観豊かな町でございます。この素晴らしい環境を守るための重要な事業であり、林業関係費の歳出は不可欠でございます。篠栗町を愛し、篠栗町に住む住民の皆さんの深い理解のもとに計上できるものと考えております。

商工観光分野でございますが、平成28年度も、「春らんまんハイキング」「森林セラピー基地イベント」「九州森林スポーツフェスタ」の3イベントは、商工会や観光協会などと連携し、新しい試みも取り入れながら引き続き開催いたします。

平成27年12月に改正労働安全衛生法が施行され、一定以上の従業員を有する企業においては、従業員のメンタルヘルスチェックが義務化されました。企業の健保組合や労働組合、厚生会などが従業員のストレス緩和を目指した取組みを積極的に取り入れる必要がでてきました。

こうした取組みを実践する場として、森林セラピー基地の存在意義は、ますます高まろうとしております。

全国60の森林セラピー基地がそれぞれの個性を発揮して、働き手世代のストレスを手軽に減少させることのできる森林セラピーの価値は、今後確実に高まるものと感じております。

設立3年目を迎える一般社団法人 篠栗町観光協会は、篠栗町の観光キーステーションとしての役割を担ってもらう組織でございます。平成27年度は更に新しい観光事業に着手するなど、運営努力を行っているところでございます。平成28年度は、総務省の支援による地域おこし協力隊員を1名採用し、篠栗町観光協会での地域ブランド化のために投入し、新しい視点で篠栗町観光資源の発掘に寄与してもらえればと考えております。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。

平成28年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取組みを行うこととしております。

また、懸案でございましたベンタナヒルズ区健康広場を整備いたします。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課では、平成28年も中学校の教室木質化事業に取り組めます。

一昨年からスタートしたこのプロジェクトは、情緒の安定に効果のあるといわれる木質の温もりの中で篠栗の子どもたちに勉学に励んでいただきたいという思いと、一方で地域産材を有効利用することにより、もって伐採適齢期となった篠栗の人工林を山から切り出し、伐採後は広葉樹を植栽し、種々の樹が四季折々の姿を見せるような自然を取り戻すための事業でございます。平成２７年度までは、この事業に森林整備加速化・林業再生事業補助金を受けることができました。

しかしながら、平成２８年度は一般財源での取組みとなることから、中学校の木質化事業を終了した段階で、一時この事業は凍結し、新たな助成金の交付を受けられる場合、小学校の教室木質化を実施することといたします。

子どもが抱える心の問題、生活上の困難な問題を解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員の配置を継続いたします。

また、引続き町独自に各小学校に学力向上支援員と特別支援教育充実のための支援員の配置を行います。併せて、適応指導、学習指導を行っている教育支援センターを、改造した役場旧管理人室で行っておりますが、専門の先生による不登校児童・生徒を学校に復帰させるこの事業を継続して行います。

社会教育課では、体制を大きく転換した青少年健全育成推進協議会の活動と校区ごとの地域活動は、それぞれ特色を持って発展しつつあります。

学校と児童・生徒、地域が一体となってこれからも篠栗町らしい発展を目指して進めたいと考えております。

上下水道課では、引続き千代田団地内配水管更新を行います。

この事業は５か年計画の最終年度の事業でございます。

また、流域関連公共下水道事業会計において、事業に投資した資産負債状況を明らかにするため平成２６年度から企業会計方式を導入しております。

平成２８年度は、現在の収支状況と将来の維持管理費予想を町民の皆様に詳細に説明し、平成２９年度料金改定に向けた作業を開始いたします。

以上、それぞれの費目に応じた各課での平成２８年度取組みについて説明いたしました。

平成２８年度の諸施策取組みに当たっては、これまでと同様、職員一丸となって粉骨砕身努力してまいることを約束いたします。私自身もまた任期の最後の年を悔いの残らぬよう町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引続き篠栗町の発展のためにご尽力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第 9 号から議案第 27 号までの 19 議案について説明をいたします。

議案第 9 号は、「篠栗町固定資産評価員の選任について」であります。

本議案は、現委員であります藤 和義氏が、本年 3 月 31 日をもって辞任の申出をされたため、新たに城戸 清壽氏を選任することについて、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 10 号は、「職員の退職管理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 34 号)の施行に伴い、職員の退職管理の適正を確保するため、新たに条例を制定するものであります。

制定する内容は、退職職員の現役職員への働きかけの禁止及び再就職した職員の再就職情報の届出を義務付けするものであります。

議案第 11 号は、「篠栗町地球温暖化対策実行計画策定協議会設置条例の制定について」であります。

本議案は、地球温暖化防止に貢献する省エネルギーの推進等の施策を計画的・総合的に進める篠栗町地球温暖化対策実行計画の策定に当たり、広く住民等からの意見を聴取し、計画に反映させるため、本条例を制定するものであります。

議案第 12 号は、「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

本議案は、行政処分等に対する不服申し立て制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から、抜本的な改正が行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例を制定するものであります。

議案第 13 号は、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 34 号)の施行に伴い、級別標準職務表の条例化等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 14 号及び議案第 15 号については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

議案第 14 号は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号)の施行に伴い、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、所要の既定の整備を行うものであります。

議案第 15 号は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 15 号)の施行により、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第 16 号は、「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、督促状発送業務に関し統一的な手数料への改定が必要となったため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、督促手数料を 100 円に統一するものであります。

議案第 17 号は、「篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県乳幼児医療費支給制度が、平成 28 年 10 月に制度改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、小学生の通院補助及び中学生の入院補助を制度に追加し、現行の支給制度の自己負担上限額を見直すものであります。

議案第 18 号は、「篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例が、平成 28 年 10 月 1 日に施行されるに伴い、関係規定を整備するため本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、受給者の所得制限についての規定を改めるものでございます。

議案第 19 号から議案第 21 号までの 3 議案は、「平成 27 年度補正予算」であります。

議案第 19 号は、「平成 27 年度篠栗町一般会計補正予算(第 6 号)について」であります。

歳入歳出それぞれ 2 億 3,596 万 8,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 100 億 2,964 万 6,000 円とするものであります。

まず、歳入につきまして、増額の主なものとしたしましては、地方消費税交付金 1 億 3,322 万 7,000 円。地方交付税のうち、普通交付税 3,428 万 2,000 円。国庫支出金のうち、国民健康保険基盤安定負担金 1,589 万 2,000 円、情報システム管理費補助金 1,275 万 4,000 円、臨時福祉給付事業費補助金 9,140 万 1,000 円、子ども子育て支援交付金 1,242 万円。県支出金のうち、国民健康保険基盤安定負担金 779 万 3,000 円。財産収入のうち、利子及び配当金 3,680 万円、土地売却収入 1,100 万円。町債のうち、一般補助施設等整

備事業債 750 万円などを追加しております。

減額の主なものといたしましては、県支出金のうち、社会福祉費補助金の公費医療費補助金 3,082 万 2,000 円、児童福祉費補助金 1,025 万 8,000 円、造林補助金 821 万円。財産収入のうち、立木売却収入 1,461 万 5,000 円。町債のうち、都市計画事業債 6,950 万円などを減額しております。

次に歳出につきまして、増額の主なものといたしましては、総務費、情報システム管理費 7,189 万円。民生費、臨時福祉給付金費 8,813 万 9,000 円。諸支出金、国民健康保険特別会計繰出金 1 億 3,717 万 7,000 円、このうち赤字補てん繰出金として 1 億円、基金管理費 3,680 万円などを追加しております。

減額の主なものといたしましては、民生費で、延長保育事業費 1,630 万 2,000 円。衛生費のうち予防費として 1,061 万 5,000 円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金 2,118 万 5,000 円。農林水産業費で町営林保全事業費 1,200 万円などを減額いたしております。

その他歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、補助金などの確定に伴う財源更正であります。

また、繰越明許費につきましては、情報システム整備事業 6,663 万 6,000 円、臨時福祉給付金事業 9,417 万 3,000 円、町道七曲り線整備事業 2,750 万円、町道一の瀧線整備事業 1,354 万 9,000 円、町道乙犬隈線整備事業 1,060 万円、鳴湊川整備事業 1,060 万円等を追加しています。

また、継続費につきましては、町有林保全事業 2 億 3,605 万 5,000 円に変更計上いたしております。

地方債につきましては、一般補助施設等整備事業費 750 万円を追加し、防災対策事業債 9,570 万円に変更、公共事業債 430 万円に変更、地域活性化事業債 3,230 万円に変更計上しております。

議案第 20 号は、「平成 27 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第 6 号)について」であります。

本議案は、主に一般会計から 1 億円の法定外繰入及び保険給付費の補正を行うもので、歳入歳出それぞれ 6,928 万 7,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 38 億 976 万 6,000 円とするものであります。

議案第 21 号は、「平成 27 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 5 号)について」であります。

本議案は、保険料歳入見込みによる保険料負担金の補正を行うことにより、歳入歳出それぞれ4,884万3,000円を減額し、予算総額をそれぞれ3億5,564万4,000円とするものであります。

議案第22号から議案第27号までの6議案は、平成28年度の各会計の当初予算であります。

議案第22号は、「平成28年度篠栗町一般会計予算」であります。

予算総額は93億5,137万9,000円で、前年度当初予算に対し3,452万2,000円の増額となっております。

昨年度との予算の主な相違点のうち増額要因として、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計への繰出金を新設、町道切通線沿い旧ダイフク跡地の廃棄物の処理費用の計上。

減額要因として、篠栗駅東側自由通路詳細設計費用の減少となっております。

また、前年度に引続き、平成28年度の予算につきましても、限られた歳入財源を有効利用できるよう、事業を選定するなど、歳出削減に努めて編成いたしております。

事業の概要といたしましては、議会費におきまして、議会運営に要する経費を計上いたしております。

総務費におきましては、前年度に引続き、臨時職員及び一部嘱託職員の雇用を包括委託の範囲を拡充した経費を計上いたしております。

また、男女共同参画計画策定経費を計上いたしております。

民生費におきましては、昨年度に引続き、新子育て支援制度の導入に伴い、認定子ども園及び認可保育園へのきめ細かなサービスを支援するための経費を計上いたしております。昨年度に引続きまして、障害者自立支援サービス及び臨時福祉給付金の支援に伴う予算を計上いたしております。

衛生費におきましては、昨年度に引続き、地球温暖化対策実行計画の策定に伴う経費を計上し、また予防接種事業等及び健診事業の充実を図るための予算を計上いたしております。

農林水産業費におきましては、引続き、森林計画に伴う間伐事業に係る予算及び荒廃森林の整備に係る予算を計上いたしております。

商工費におきましては、観光施設等の維持管理に伴う経費を計上いたしております。

土木費におきましては、道路改良事業、舗装事業や側溝整備の費用、河川改良事

業といたしまして、引続き、乙犬尾仲水路水害対策事業に係る工事費を計上いたしております。

教育費の学校教育分野におきましては、篠栗中学校、篠栗北中学校の教室の木質化事業に係る工事費を計上いたしております。

社会教育分野におきましては、クリエイト篠栗及び体育施設の維持管理に係る経費を計上いたしております。

また、九大演習林の中にあります遺跡調査に係る整備費用を計上いたしております。

歳入につきましては、町税は、収納対策の強化及び近年の経済状況に基づき、対前年度6,605万3,000円増の29億8,799万7,000円を計上いたしております。

地方譲与税をはじめとする2款から10款までの各交付金のうち、6款 地方消費税交付金は、国の財政計画及び実績に基づき、1億6,500万円の増額、9款 地方交付税のうち普通交付税について、国の財政計画及び起債償還の普通交付税算入額の減少に伴い、2億7,727万円を減額し、その他の交付金は、ほぼ前年度並みに計上いたしております。

分担金及び負担金について、保育所の保護者負担金の増など1億8,166万4,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料におきましては、ほぼ横ばいの1億3,247万4,000円を計上いたしております。

国庫支出金は、保育所運営費負担金の増など10億3,848万9,000円を計上いたしております。

県支出金は、ほぼ横ばいの6億8,201万2,000円を計上いたしております。

財産収入におきましては、土地の売却収入の3,000万円の減、6,480万2,000円を計上いたしております。

基金繰入金においては、減債基金5億円、公共施設等整備基金2億5,000万円で、対前年度1億5,000万円増の7億5,000万円を計上いたしております。

諸収入については、衛生費受託事業収入の5,000万円など2億3,955万5,000円を計上いたしております。

町債は、臨時財政対策債が3億3,300万円、また投資事業などの減少に伴い、対前年度1億3,620万円減の4億2,010万円を計上いたしております。

次に主な歳出といたしましては、議会費において、減額された議員共済費負担金

及び経常的な経費など、１億２８７万５,０００円を計上いたしております。

総務費において、包括事業委託料２億４,７９５万５,０００円、男女共同参画計画策定業務３３４万８,０００円など、１３億２,５８３万２,０００円を計上いたしております。

民生費において、自立支援サービス給付４億２,０７７万円、介護保険広域連合負担金２億６,６３９万８,０００円、後期高齢者医療広域連合負担金２億８,４６５万６,０００円、保育所児童運営費６億３,０５６万８,０００円など、３０億３,３１４万７,０００円を計上いたしております。

衛生費において、予防事業委託料８,６０４万１,０００円、指定管理委託料１億９３０万円、ダイフク跡地廃棄物撤去等手数料５,５３５万４,０００円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金５億１,０６４万３,０００円など、１２億２,９０９万３,０００円を計上いたしております。

農林水産業において、林業振興事業費における間伐等の手数料など、１億８,８４８万２,０００円を計上いたしております。

商工費において、公衆トイレ等の観光施設維持管理経費など、９,５０４万３,０００円を計上いたしております。

土木費において、乙犬尾仲水路水害対策事業費６,９００万円など、４億１,０６６万円を計上いたしております。

消防費において、山間地域の防災対策として、防火水槽整備事業１,４２５万円、糟屋南部消防本部組合分担金３億２,２２２万８,０００円など、４億２,０５１万２,０００円を計上いたしております。

教育費において、篠栗中学校、篠栗北中学校、両校の教室の木質化事業３,６１４万４,０００円など、８億４,２８３万７,０００円を計上いたしております。

公債費において、元金及び利子償還金９億３,４５１万円を計上いたしております。

諸支出金において、篠栗北地区産業団地整備事業会計繰出金７,８６２万４,０００円など、７億４,０８８万８,０００円を計上いたしております。

議案第２３号は、「平成２８年度篠栗町国民健康保険特別会計予算」であります。

予算総額は、３７億４,９２８万１,０００円で、対前年度比２.１％の増額となっております。

歳入につきましては、前期高齢者交付金において、対前年度比１億３,０８０万３,０００円の増額となっております。

歳出につきましては、保険給付費 23 億 467 万 5,000 円、後期高齢者支援金 3 億 5,957 万 8,000 円、介護納付金 1 億 4,648 万 8,000 円、共同事業拠出金 8 億 5,079 万 7,000 円を計上いたしております。

議案第 24 号は、「平成 28 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

予算総額は 3 億 9,048 万円で、対前年度比 2.0% の減額となっております。

歳入につきましては、主に後期高齢者医療保険料 2 億 7,982 万 8,000 円、一般会計繰入金 1 億 1,064 万 4,000 円を計上いたしております。

歳出につきましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金でありまして、3 億 5,910 万円を計上いたしております。

議案第 25 号は、「平成 28 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

収益的収入は、対前年度比 2.3% 減額の 7 億 7,844 万 4,000 円、同支出は、対前年度比 0.3% 増額の 7 億 9,266 万 3,000 円で、1,421 万 9,000 円の赤字予算となっておりますが、繰越利益剰余金で補填する予定でございます。

収入の主なものは、下水道使用料 4 億 987 万 2,000 円、他会計負担金 1 億 4,307 万 4,000 円を計上いたしております。

支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2 億 6,592 万 4,000 円、支払い利息 1 億 3,361 万 3,000 円を計上いたしております。

資本的収入は、対前年度比 2.4% 増額の 3 億 3,952 万 7,000 円、同支出は、対前年度比 3.7% 増額の 4 億 5,350 万 9,000 円で、1 億 1,398 万 2,000 円の赤字予算となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

収入の主なものは、企業債 2 億 3,200 万円、他会計負担金 1 億 692 万 6,000 円を計上いたしております。

支出の主なものは、流域下水道建設負担金 4,394 万 9,000 円、企業債償還金 3 億 9,953 万 1,000 円を計上いたしております。

また、繰越利益剰余金のうち、100 万円を減債積立金として処分するものと定めております。

議案第 26 号は、「平成 28 年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

収益的収入は、対前年度比 1.2% 減額の 4 億 6,428 万 7,000 円、同支出

は、対前年度比１．０％減額の５億５７０万２，０００円で、４，１４１万５，０００円の赤字予算となっておりますが、繰越利益剰余金で補填する予定でございます。

収入の主なものは、水道使用料４億３，２１６万５，０００円を計上いたしております。

支出の主なものは、福岡地区水道企業団受水費１億８，４０７万１，０００円、支払利息２，８７２万４，０００円を計上いたしております。

資本的収入は１，０００円、同支出は、対前年度比２０．３％減額の１億４，３１３万９，０００円で、１億４，３１３万８，０００円の赤字となっておりますが、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

支出の主なものは、改良費４，２５４万１，０００円、企業債償還金１億１７万９，０００円を計上いたしております。

議案第２７号は、「平成２８年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」であります。

予算総額は７，８６２万５，０００円で、当該会計は、２８年度からの新規に創設した会計でございます。

会計の目的は、篠栗北地区産業団地の開発事業費に特化した会計予算になります。

平成２８年度の主な事業概要は、開発基本計画の策定や地区計画案作成及び市街化編入協議業務委託、また開発許認可業務委託及び用地の造成工事に対します設計業務委託などの経費となっております。

歳入につきましては、繰入金といたしまして一般会計からの繰入金７，８６２万４，０００円を計上いたしております。

歳出につきましては、篠栗北地区産業団地開発事業費といたしまして、計画策定業務委託料７，８６２万５，０００円を計上いたしております。

また、継続費といたしまして、篠栗北地区の産業団地開発調査業務において、平成２８年度から３０年度までの３年間で、１億２，７８６万９，０００円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただ今の提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 施政方針部分についてでも構いませんか。

○議長(阿部 寛治) これは受け付けられませんので。

○議員(荒牧 泰範) 予算に関連してもだめ。

○議長(阿部 寛治) はい。

無いようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第9号から議案第27号までの19議案と選挙案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案のうち、議案第9号につきましては、人事案件ですので委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、議案第10号から議案第18号までの9議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定します。

次に、議案第19号から議案第27号までの、予算関連9議案につきましては、議長除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、5番 村瀬敬太郎議員、副委員長は、6番 今長谷武和議員です。

予算審査は、補正予算の審査に引き続き、当初予算の審査に入ります。

次に、選挙案第1号については、本日、本会議終了後の議会全員協議会での協議を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、議会全員協議会で協議を行います。

日程第5、議案第9号「篠栗町固定資産評価員の選任について」を議題といたし

ます。

議案の説明に入ります前に、当事者であります、城戸 清壽氏の退出を求めます。

では、議案の説明を山口税務課長に求めます。

○税務課長(山口 茂幸) それでは、議案第 9 号の朗読をいたします。

議案第 9 号 篠栗町固定資産評価員の選任について。

下記の者を篠栗町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 4 0 4 条 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、糟屋郡篠栗町大字津波黒 6 4 7 番地

氏名、城戸 清壽

生年月日、昭和 2 8 年 2 月 1 3 日

平成 2 8 年 3 月 3 日提出、篠栗町長 三浦正

提案理由、現固定資産評価員、藤 和義氏の辞任申出により、新たに固定資産評価員の選任が必要となったため。

なお、次ページに履歴書を付けておりますのでご参照願います。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただ今の税務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 9 号は原案のとおり、同意することに決定いたしました。

それでは、城戸 清壽氏の入場を求めます。

改めて、ご報告いたします。

議案第 9 号「篠栗町固定資産評価員の選任について」は、原案のとおり全員賛成で同意することに決定しました。

報告を終わります。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前 1 1 時 1 0 分

平成28年第1回(3月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月7日(一般質問)

平成28年 第1回 定例会 会議録

日時 平成28年3月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	郎	6番	今	長	谷
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志		9番	阿	部	寛
10番	松	田	國	守	12番	荒	牧	泰	範					

欠席議員

11番 阿 高 紀 幸

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産業観光課長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上下水道課長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前 10 時 00 分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、阿高議員が病休のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1 ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第 1、一般質問を行います。

質問者は 8 名でございます。

質問時間は、申し合わせにより答弁を除き、1 人 30 分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事と考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気をつけるよう求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位 1 番、田辺弘之議員。

通告数は 1 問です。

○議員(田辺 弘之) 議席番号 2 番 田辺弘之でございます。

本日は、昨年発表された国の「がん対策加速化プラン」に対して、町がどう取り組んでいくのかを質問いたします。

我が国のがん検診の受診率向上に向けた施策は遅れており、がんは 1981 年よりずっと死因の第 1 位となっております。生涯のうちに約 2 人に 1 人ががんにかかるかと推計されており、3 人に 1 人ががんで亡くなっております。全国では、2014 年に年間約 37 万人が、篠栗町においても、毎年、病気で亡くなった方の 30% 以上、2013 年には 34.5% の 87 名ががんで亡くなっておられます。

日本のがん対策は、1984 年以来、「対ガン 10 か年総合戦略」「がん克服新 10 か年戦略」「第 3 次対がん 10 か年総合戦略」と 10 年毎に戦略の改訂を行い、更に、2007 年には「がん対策基本法」が施行され、「がん対策基本計画」が策

定されております。

このような取組みにより、がん受診率は上昇傾向ですが、胃がんの受診率は39.6%、肺がん42.3%、大腸がん37.9%、子宮がん42.1%、乳がん43.4%となっており、目標の50%には達していません。

国際的にみても、先進国が50から85%であるのに対して低い水準であり、検診で陽性と判定された人が、市町村で実施するがん検診の精密検査の受診率でも、胃がんが79.8%、肺がん78.6%、大腸がん64.4%、子宮頸がん69.6%、乳がん84.6%と十分な水準に達しておらず、2015年に公開された「基本計画中間評価報告書」では、がんの75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少という目標の達成は難しいと予測されております。

そのため、昨年6月に政府主導で「がんサミット」が行われ、12月22日には厚生労働省が、がんによる死亡を減らすため、市町村のがん検診受診率の公表や、検診で陽性と判断された方が精密検査を受ける目標値設定などを盛り込んだ「がん対策加速化プラン」を公表し、がん対策を加速すると発表いたしました。

「がん対策加速化プラン」では具体的な目標として、

1、がんの予防、これは予防や早期発見を努め「避けられるがんを防ぐ」ことです。

2、がんの治療・研究、これは治療や研究を推進し、「がんによる死亡者数の減少」につながっていくことです。

3、がんとの共生、これは就労支援や緩和ケアなどを含む包括的な支援により、「がんと共に生きる」ことを可能とする社会を構築すること。

の3つの柱があげられております。

また、「がん対策加速化プラン」では具体的な項目としては、

市町村で実施されるがん検診の受診率だけではなく、精密検査受診率にも目標値を設定する。

市町村ごとのがん検診受診率や受診率向上に向けた取組みなどを公表する。

職場ごとのがん検診のガイドラインを早急に策定する。

がん治療研究のために「ゲノム」これは全遺伝子情報医療の国内外実態調査を実施する。

患者が医療機関情報を検索し比較できるシステムを構築する。

がん罹患により患者が辞職したり、解雇されないよう企業向けのガイドラインをつくる。

となっております。

特に胃がんに関しては、60代ならば約8割の方が、50代ならばおよそ半分、20代でも10人に1人は、WHOが発表した胃がんの8割の原因である「ヘリコバクター・ピロリ菌」に感染しており、日本人のピロリ菌感染者は、約3,500万人ともいわれております。

ピロリ菌の除菌で胃がんの発生を3から4割減らせることができれば、胃がんでの死亡率は大幅に減少いたします。以前は、このピロリ菌除菌の保険適用は胃潰瘍や十二指腸潰瘍に症状が進行していなければ認められておりませんでした。2013年2月からは、吸気、吸い込んで検査などでピロリ菌感染を調べ、内視鏡で慢性胃炎と診断された方は、除菌治療が保険適用となりました。

これを推し進めたのは、医学博士であり長崎大学・横浜薬科大学・長崎外国語大学客員教授の公明党のあきの公造参議院議員であり、篠栗町でも、このピロリ菌感染を簡単に調べられるABC検査ともいう胃がんリスク検診を実施することを公明党の後藤百合子前町議会議員が3回にわたり一般質問。これを受けて町でも推進していこうと、昨年11月の健康フェスタで胃がんリスク検診を行うなどの取組みが行われました。

これを踏まえて、次の質問行います。

まず1点目に、町が行っているがんの検診について、町が目標とする受診率及び現状。

2点目に、平成21年から25年までの5年間のがん検診受診率の推移から考察されること。

3点目に、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの検診費用。

4点目に、万一、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんにかかった場合の負担費用。

5点目に、昨年実施された胃がんリスク検診（ABC検査）の受診率及び現状。

最後に今後、町としてどのようにがん対策を加速していくのか。
を質問いたします。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 田辺議員の「がん対策について」のただ今のご質問は、我が国全

体にとっても大変重要な課題でございます。

ご質問のありましたように「がん対策加速化プラン」では、がんの予防、治療・研究、がんとの共生という３つの実施すべき具体策を掲げ、「がんを克服し、活力ある健康長寿社会を確立」するということを目指そうとするものでございます。この実施すべき具体策のうち市町村が担うべき課題は、がんの予防、具体的には、がん検診やがんにならないための教育分野であろうかと思えます。

こうした取組みの結果が出れば、健康長寿社会の確立にもつながり、医療費の削減も可能となってまいります。まさに、３月１日に開催いたしました、次年度検診に向けての町内医師会ほか関係者との会議においても、同様の内容の協議がなされました。がん予防への取組みについて先生方からは、今後町が行うべき事業についての示唆に富んだご意見をいただいたところでございます。

ご質問の各項目については、健康課の村瀬課長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、引続き、村瀬健康課長どうぞ。

○健康課長（村瀬 修） 改めて、おはようございます。

田辺議員の国の「がん対策加速化プラン」に対してどう取組んでいくのか、というご質問にお答えします。

まず１点目の「町が行っている検診について、町が目標とする受診率及び現状」についてですが、国の目標受診率は５０％となっております。町としてもその数値を目標値として設定し、少しでも近づけるようにがん検診の受診勧奨や啓発に取り組んでいるところでございます。

次に２点目の「平成２１年から２５年までの５年間のがん検診受診率の推移から考察されること」につきましては、受診率は各検診の種別によっても異なりますが、肺がん検診・大腸がん検診では徐々に上がってきています。ですが、その他のがん検診につきましては、横ばい若しくは下がっている状況でございます。

これは、無料クーポン配布事業による受診後の継続受診が、結びついていないことが原因と見受けられます。

３点目の「胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんなどの検診費用」につきましては、集団検診の胃がん検診では４，１１４円、肺がん検診７２０円、大腸がん検診１，５４３円、子宮頸がん検診３，６００円、乳がん検診につきましては、視触診プラス・マンモ２方向で８，２２８円、視触診プラス・マンモ１方向で６，１７２円となっております。

4点目の「万が一、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんにかかった場合の負担費用について」ですが、町の事業としては、一概に幾らかかかるのかは把握しておりません。

一般にがんの治療法については、大きく分けて手術・抗がん剤治療・放射線治療の3大療法があります。

しかし、その費用については、手術では術式によって、また抗がん剤治療では様々な薬があり、その投薬と休止サイクルを決めた治療計画によって、費用は大きく変わります。

また、放射線治療についても、その方法や病巣の大きさによって変わってきます。

ちなみに、厚生労働省の医療給付実態調査の統計をもとに、2012年に治療1件あたりに支払われた平均の費用が、推計で民間企業から報告されていますので紹介いたします。

全て入院の場合は、医療費総額です。

胃がんでは60万3,550円、肺がんでは63万6,724円、大腸がんでは、これは直腸がんの場合ですが71万931円、子宮がんでは59万816円、乳がんでは53万5,330円となっております。

5点目の「昨年実施された胃がんリスク検診（ABC検査）の受診率及び現状について」ですが、平成27年11月3日の健診フェスタ開催時に、初めてこの胃がんリスク検診を実施いたしました。

受診率につきましては、募集人数を200名として、対象年齢や受診要件を設定いたしましたので、対象者数の範囲が広くなり、把握はできず受診率は算出できていません。

また、現状につきましては、申込者数93名のうち、受診者は84名で、検査結果によりますと、28名の方に医療機関での精密検査を勧めておるところでございます。このABC検査は、あくまでも胃がんリスク検診で、胃がんへの関心を持っていただき、がん検診を促進する効果を期待するものでございます。

胃がんを発見するためには、バリウムによる検査や胃カメラでの内視鏡検査が必要でございます。

今後も住民の皆様にごがん検診を受診するきっかけとなるよう、啓発等を勧めていきたいと考えております。

最後に、6点目の「今後の町として、どのようにがん対策を加速していくのか」ということですが、当町では1人でも多くの町民の方に受診していただくために、

これまでも未受診者に対する電話勧奨を行うことや、各種団体の会議や事業開催時など、チラシ配布や説明を行うなどに加え、新たに文化祭でのがん検診啓発の取り組みや健診フェスタでの参加啓発推進に向けて更に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) 再質問ございますか。

はい、田辺議員。

○議員(田辺 弘之) 1点目の現状の町の受診率が、具体的には挙げられませんでした、具体的には分からないのでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、村瀬課長。

○健康課長(村瀬 修) 各種がん検診の受診率に関しましては、町では委託しておりますが、対象者はがん検診受診者のみでございます。

人間ドックや職場健診等で受診されている受診者の把握はできていないため、受診率の評価ができていない状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長(阿部 寛治) はい、はいどうぞ。

○議員(田辺 弘之) はい、分かりました。

次に再質問ですけれども、3点目の胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの検診の具体的な内容はどうなっておりますでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、村瀬課長。

○健康課長(村瀬 修) 1番目の胃がん検診でございますが、これはバリウムを飲んでレントゲン撮影をいたします。

2番目の肺がん検診でございますが、これは胸部レントゲン撮影でございます。

3番目の大腸がん検診は、便潜血検査を実施します。

4番目、子宮頸がんは子宮頸部の細胞を採って調べる検査でございます。

乳がん検診では、医師の視触診及びレントゲン撮影の1方向、2方向がございます。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、田辺議員。

○議員(田辺 弘之) はい、分かりました。

5点目の胃がんリスク検診(A B C検査)についてでございますが、町の集団検診には、バリウム検査と言われましたが、バリウム検査では、胃炎やがんが発見できない場合も多いと。

そのためには、胃炎や胃がんの主な原因であるピロリ菌の血液検査、ＡＢＣ検査とも言いますが、それを行いその結果、陽性であった場合には内視鏡の検査することが有効だと言われております。

また、先ほど言われた大腸がん検診は、検便のみでは便潜血のみしかわからず、しかも６０歳以上になると増えるという将来がんになる危険性の高いポリープなどの存在もわかりません。

そのために、内視鏡検査が有効と考えれますが、検診を胃や大腸の内視鏡検査にすると幾らぐらいかかりますか。

○議長(阿部 寛治) わかりますか。

はい、課長。

○健康課長(村瀬 修) 先ほど答弁の中に民間企業からの推計資料ということで説明しましたが、胃検査では約１万１,４００円ぐらいで、大腸検査は１万５,５００円ぐらいが必要でございます。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、田辺議員。

○議員(田辺 弘之) 先ほどですね、がんになった場合、入院の場合、胃がんでは約６０万円、直腸がんでは７１万円ほどかかると答弁がございましたが、退院後の抗がん剤治療など考えると１００万以上はかかると思います。

私が調べた３６年間の篠栗町のがん死亡者数では、胃がんで亡くなられる方は、ピロリ菌の除菌が言われはじめたここ３年で減少傾向にあります。その反面、３年前はがん死亡者数のうち、胃がんは３７％に対して、大腸がんは３．７％わずかだったものが、平成２５年度では、胃がんは１２．６％に対して大腸がんは１３．８％上回っております。

また、乳がんで亡くなられる方の数は毎年５名以上ですが、全体的に乳がんの発症率が増えているにもかかわらず、死亡者数が変わらないのは、無料クーポンなどのマンモグラフィー検診による早期発見の効果が上がっているものと思われます。

これらのデータから明らかにがん検診の効果は有効であると考えられます。

それならば、最初から胃がんのほとんどの原因であるピロリ菌を調べるために、胃がん検診では、ＡＢＣ検査と内視鏡検査の併用、また、近年増加している大腸がんの検診には、受診段階で最初から内視鏡検査をしたほうが個人負担も町の負担も、その場では増えると思いますが、もしがんで入院ということになるよりは、遥に安い費用で済むと思います。

要望として、今後の検査方法に内視鏡検査の導入も考慮していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ課長。

○健康課長(村瀬 修) 入院費に比べ、検査費用は少なくて済むという議員がおっしゃるとおり、健康診断を受診することで、今後の健康づくり及び本当に良い意見としてご参考いただきたいと思うこととともに、今後受診率の向上に向けて、努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、田辺議員。

○議員(田辺 弘之) 最後に、町長にご質問いたしますが、篠栗町は健康に向けて介護ボランティアなど福岡県でいち早く取組んでこられました。

しかし、福岡県の平成25年度地域保健健康増進事業報告からのデータでは、平成24年度のがん検診受診率対象は、これは40歳から69歳となっておりますが、胃がん検診は、福岡県の60市町村中51位、肺がん検診も同じく51位、大腸がんは55位、子宮がんは46位、乳がんは49位と、受診率は福岡県の他の市町村と比べても非常に低い結果となっております。

先ほど健康課長からさまざまな、町長もですね、啓発を行っていくとの答弁がございましたが、住民が健康で元気な町にするため、がん検診に対してどのようにお考えになっているかを、もう一度お聞かせいただきたいんですが、よろしく願いします。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) ただ今、検診の受診率について、60市町村の中でも下位の方に位置するというお話がありました。

これについては、私どもも真摯に受けとめて、啓発を更にして受診率を高めてまいりたいと思っております。

一方で私どもの町は、大変便利がいいと言いましょいか、総合病院三つございまして、検診の前にちょっと何かあったら病院に行ってこようっていう人が多いのも事実でございまして、その辺のところも含めて啓発していきながら、まず病院に掛かるといろんな費用が掛かるんだよということも合わせて、私どもがちゃんと自治体として通知していきながら、検診のほうにシフトを変えていくというような作業が必要なのではないかと考えております。

○議長(阿部 寛治) 田辺議員。

○議員(田辺 弘之) はい、ありがとうございました。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 続いて、質問順位 2 番、栗須信治議員。

○議員(栗須 信治) 質問順位 2 番、議席番号 3 番 栗須信治でございます。

認知症対策について質問いたします。

冒頭に、3 月 1 日、愛知県の認知症の男性(当時 9 1 歳)が、2 0 0 7 年、家族が目を離した隙に家を出て、J R の駅構内で列車にはねられた死亡事故がありました。J R 東海が、振替輸送費用の賠償を遺族に求めたが、最高裁は訴えを退けました。今、介護をされている家族の方は、ほっとされたのではないかと思います。

認知症高齢者の介護をする家族を孤立化させず、地域や社会で支えていくことの大切さを感じるわけでございます。

現在、日本における認知症の人の数は、2 0 1 2 年で 4 6 2 万人、6 5 歳以上高齢者の約 7 人に 1 人と推定されております。正常と認知症との中間の状態、軽度認知障害と推定される、4 0 0 万人を合わせると 6 5 歳以上の高齢者の約 4 人に 1 人が認知症の人、またその予備軍とも言われております。

篠栗町における認知症高齢者は、ここ数年 5 0 0 人台で推移しております。

このような事態に国は、それまでのオレンジプランを改め、2 0 1 5 年新オレンジプランを発表しました。

基本的な考え方は、認知症の人の意見が尊重され、できるだけ住みなれた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けるための施策で地域のサポート強化を謳っています。

そこで、本町において認知症の問題をどう認識し、発症予防、ケア対策、徘徊問題など、どのような具体策を講じていく考えであるかお尋ねします。

○議長(阿部 寛治) 答弁は、町長がされますか。

はい、どうぞ。

○町長(三浦 正) ただ今、栗須議員から「認知症対策は」ということでご質問いただきました。

冒頭、議員のお話にもありました、去る 3 月 1 日の認知症事故訴訟の最高裁判決のことについて、私も思いあたるわけでございますが、責任能力がない認知症男性(当時 9 1 歳)が、徘徊し電車にはねられた事故でございました。1 日の最高裁判決は、自らも介護認定を受けながら男性の介護を続けていた妻に対して、賠償責任はないとの判断を行ったものでございました。「介護の過酷な実態が伝わった」と

いうことで、高齢者の介護を続ける人々からは喜びの声が上がる一方で、判決は介護の現場が抱える課題も浮き彫りにしたものでございました。高齢化が進むなか、誰もが直面する可能性がある認知症介護のあり方に一石が投じられた裁判であったと思います。

こうした結果を踏まえますと、今後は今まで以上に、市町村での認知症予防への取組み、徘徊防止等認知症の方への取組みが重要になってくると考えられるわけでございます。

それでは、我が町の現状等をご質問の答弁を福祉課 井上課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、福祉課長。

○福祉課長(井上 勝則) では、私のほうより「篠栗町におけます認知症対策」につきまして、お答えしたいと思います。

先ほど、栗須議員がおっしゃいますとおり、政府におかれましては、認知症高齢者の増加に伴います対策としまして、新オレンジプランを発表しております。

篠栗町といたしましても、高齢化率が年々1%ずつ増加していくなか、今後、認知症高齢者増加は避けられない状態にあり、また認知症にならないように、また認知症を患っても安心して地域で暮らしていけるように啓発活動を始めまして、取り組んでいるところでございます。

最近では2月13日に篠栗町社会福祉協議会主催、篠栗町共催といたしまして、クリエイト篠栗で行われました高崎脳神経外科クリニック理事長 高崎勝幸氏の講演会「あなたの脳のことを考える、脳卒中と認知症について」を開催しましたところ、会場を埋め尽くすばかりの来場者が来られまして、大変喜ばしく感じているところでございます。

篠栗町といたしましては、こうした講演会活動におきます啓発活動のほかにも、認知症や様々なテーマをもとにした健康教室を地域のいきいきサロンなどで開催するとともに、町の介護予防教室におきましても、運動プログラムと併用いたしまして認知症についての普及を保健師が進めておるところでございます。

発症の予防策につきましては、平成27年度より認知症予防を目的としました「脳若トレーニング教室」これを1クール実施しておりまして、28年度におきましては、この教室を2クール実施する予定にいたしております。

また、介護予防教室におきましても運動プログラムと併用いたしまして、「間違いさがし」といった脳活性化を図る認知症機能向上プログラムを実施しております。

認知症を発症された方のケアにつきましては、本人や家族の相談を受けまして、医療機関の受診が必要と判断されるケースにつきましては、専門機関を紹介するとともに進行を抑えるために町の介護予防教室の案内や、地域での見守りなど、本人の状態や本人を取り巻く環境などを基に、いろいろアセスメントを行い、他職種連携を通じまして取り組んでおるところでございます。

また、徘徊をされた場合に対しましては、早期発見を行うために、福岡都市圏徘徊高齢者探してメールへの登録を進めておるところでございます。

篠栗町では、２７年度から２９年度までに高齢者保健福祉計画を定め、地域理念としまして、「みんなが住み慣れた地域でいきいきと健康で安心して暮らすことができる町」を掲げております。

また、２８年度よりは、新しい介護保険事業といたしまして、協議体の設立、及び総合事業への取り組み、こういったことを進める予定といたしております。

そう言ったなか、安心して生活できる町、そして、全ての世代にとって長生きできることが喜ばれるということが感じられる町、そういった町の設立に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 再質問ございますか。

はい、では栗須議員どうぞ。

○議員(栗須 信治) いろんなこの取り組みのなかですね、認知症サポーターの役割が重要になってくると思います。

現在、篠栗町において認知症サポーターの方、またキャラバンメイトの数はどのくらいいらっしゃいますか。

○議長(阿部 寛治) はい、井上課長。

○福祉課長(井上 勝則) 平成２８年度におきますサポーターの数は３５５人、キャラバンメイトは２６人となっております。

○議長(阿部 寛治) 栗須議員。

○議員(栗須 信治) このサポーターになってある方ですね、差し支えがなければ、どういう関係の方がなっているのでしょうか。

○議長(阿部 寛治) 井上課長。

○福祉課長(井上 勝則) 基本的には、社会福祉職員とか町の職員、そういったものもありますが、あとは民生委員とか地域の役員とかもなっております。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 新オレンジプランでは、200万の増員を計画しております。

本町においても増員を計画されていると思いますが、どのような計画をされてありますでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、井上課長。

○福祉課長(井上 勝則) 先の広報に3月15日に、同じくサポーター養成講座を社会福祉協議会主催で開催すると載っておりました。

同じような意味合いで、毎年3回程度サポーター養成講座を開くとともに、啓発活動に進めていきたいと考えております。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 今、ご説明がありましたように、民生委員さんとか児童委員さん、福祉協力委員さんで構成されているようですが、今後増員に関しましてはですね、例えば学生さんですとか、そういうふうないろんな分野からご使用されたらよろしいんじゃないかと要望いたします。

次にですね、認知症の人やその家族を支える、新しい心のよりどころ、そして地域の人が直接認知症の人と交流できる場所として「認知症カフェ」というのがございます。

これの設置の予定はございますか。

○議長(阿部 寛治) はい、井上課長。

○福祉課長(井上 勝則) 認知症カフェという形での設定においてはございません。

ただ先ほど申しました、新しい総合事業のなかで社会福祉協議会のほうが、高齢者がいつでも立ち寄れるところ、そういった場所を開設したいと考えております。

また、町のほうといたしましても各区長さんをお願いしまして、同じく高齢者が集える場所としての公民館の開設、今後進めていきたいと考えております。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 先日ですね、NHKのテレビで「昔懐かしの駄菓子屋」これを認知症の方で施設が経営して認知症の方が店番をするというような報道があっておりました。子どもと会話をしたり、簡単な釣銭の計算で改善されているというような報告はあっておりました。

そういうのも参考にされたいかがでしょうか。

続きましてですね、早期発見予防対策について、お伺いします。

認知症予備軍は、軽度認知障害と言いますが、この軽度認知障害の段階なら認知症に進まないようにできるし、逆戻りすることもできると言われております。

もしこの状態で何もしないでいると、３年以内に認知症に進行するとも言われています。

早期発見、早期治療が重要でございます。

そこで、認知症検診機器が開発されております。

鳥取大学医学部教授の浦上先生が考案された、物忘れ相談プログラムを用いたタッチパネル方式のスクリーニング検査であります。

この検査はテスト時間５分、質問事項が少なく、低ストレスで受けられるそうでございます。

これの導入を検討されてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長(阿部 寛治) はい、井上課長。

○福祉課長(井上 勝則) 先ほど申しましたように、今現在、認知症の早期発見につきましては、ご本人、若しくはご家族からの相談によりまして発見している次第でございます。実際に町の方から出向いて行って、そういったふうな今申し上げたとおり、タッチパネル等や何か使ったような、そういったことによる発見とかいうことは行ってはいない状態です。

ただ、今議員がご指摘のとおり、早期発見につきましては、重度化を防ぐ予防となりますので、先の検討を考えたいと思っております。

ただ問題なのは、タッチパネルを使って発見した。じゃあ、それで終わりか。そういったわけではありません。あくまでもタッチパネルは前段でございます。そこに保健師さんが付いて行って、そこで、もし認知症と判断された場合は、そこで、どういったふうな指示を行うのか、また若しくは、同じような感じで、どういったふうな医療機関をつなぐのか、そういったのも大事になっております。

ですから、そういったのも含めて今後検討していければと思っております。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 鳥取県の琴浦町、新潟県の見附市あたりでは採用されております。買取り、リース、レンタルもございますので、調査・研究をしていただきたいと思います。

最後になりますが、徘徊対策でございますが、先月、行橋市で認知症の女性が不明となり２日後に遺体で見つかりました。預かる施設が、警察に通報したのが失踪５時間後で、それまでの徘徊高齢者ＳＯＳネットワークが機能しなかったとし、行方不明時のマニュアルを失踪３０分後には１１０番するように見直したと報道されておりました。

認知症の人が増加していくなかでいろいろな問題が発生すると思いますが、そこで、この実態を知り問題を共有するために、患者、家族そして、地域や行政、警察、交通機関、事業者の方々が立場を超えて話し合う協議会などの常設を検討されてはいかがでしょうか、質問します。

○議長(阿部 寛治) はい、井上課長。

○福祉課長(井上 勝則) 先ほど答弁を申しましたように、もし不明になられた場合は、「探してメール」こちらのほうで各個人に通報しているところでございます。

この探してメールとか、あと同じく県の防災メール、こちらの方でも合わせて通報が行っているところでございますが、そちらの方の設置に関しましては、警察の方も一緒に入って検討しているところになっております。

また、実際に警察のほうの協議会なんですけれども、こちらの方につきましては、年に1回、実際担当は総務課なんですけれども、そちらに合わせまして会議を開かれておりまして、全体的な会議の場とは別に、また同じように、こうした徘徊に対します会議も行われまして、そちらにつきましては、私の方も一緒に出席させていただいております。

○議長(阿部 寛治) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 最後に、新オレンジプランでは、認知症の対応にあたっては、常に一步先んじて何らかの手を打つという意識を共有しなければならないと言っております。

ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長(阿部 寛治) はい、次に移ります。

質問順位3番、古屋宏治議員。

○議員(古屋 宏治) 質問順位3番、議席番号1番 古屋宏治でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、教育長に「総合学習教育で歴史文化を伝える郷土愛について」ご質問させていただきます。

篠栗町には、他の町にないすばらしい歴史や伝統文化が数多くあります。

篠栗新四国八十八か霊場の創設の思い、その苦勞と努力のおかげで、年間100万人もの参拝者がいらっしゃいます。

世界一の涅槃像があり、霊峰若杉山は霊山として修験者たちが修行し、かつては300房の僧房があったと言われ、また樹齡数百年を数える巨木100選に選ばれ

た杉があり、平安時代の指定文化財の仏像、太祖神楽、神宮皇后や弘法大師の伝説などもあります。日本の歴史と篠栗の歴史を繋ぐ篠栗街道、篠栗宿駅、日本の経済を担っていた炭坑の歴史、古い勢門小学校の校歌にも「お国を興す黒ダイヤ」と歌詞にもあります。

篠栗町は、大正時代から昭和３０年代まで各地で炭鉱が操業され、近隣各県からも人々が集まり、町が反映し、映画館や劇場などもありました。

また、その黒ダイヤをメインに運ぶためにできた九州鉄道篠栗線１１２年の歴史、博多区吉塚の地名の由来などまだまだ多くの先人たちの努力や工夫によって築かれた歴史、伝統文化がたくさんあります。

先日の学校協議会の資料のなかに、篠栗町が目指す子ども像に、「篠栗に愛着を感じるとともに、学ぶ意欲を持ち、思いやりと責任感のあるたくましい子ども」とありました。

小学校、中学校の教育目標にも、篠栗の自然、文化と伝統を愛し関わりを深めながら、可能性を追求する心豊かなたくましい子どもの育成。

また、「ふるさと篠栗を愛し、たくましい自己を自ら育て、共に学び合う生徒の育成」と目標があります。

中学校の教育課題に、郷土愛の情勢ともあります。総合学習のなか、どのような教材、また教え方で歴史文化の授業をされてあるのか、ご質問いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） はい、古屋議員の「総合学習教育で歴史文化を伝え郷土愛を育む」についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、子どもたちが、篠栗町の歴史や伝統文化を学び、郷土愛を育むことで、将来、篠栗町を支える人材の育成を目指すことは、篠栗町学校教育プランが目指しております「篠栗町に愛着を感じる子ども」そのものの姿でございます。

現在、町立小中学校におきましては、総合的な学習の時間と社会科を中心に、また道徳の時間や国語科の学習と関連をさせながら、郷土愛を育む教育を進めているところでございます。

まず、総合的な学習の時間では、小学校３年生から中学校３年生までの児童・生徒が、題材名「We Love ささぐり」「関さんに学ぶ米づくり」「８８プロジェクト」「戦国武将 萩尾大学に学ぶ」また「篠栗大発見」等々に取り組んでおりま

す。学習の内容といたしましては、森林セラピーの体験、田植えから稲刈りまでの米作り体験、篠栗新四国霊場の開場に尽力した慈忍さんや藤木藤助さんの思いや願いの追究、萩尾地区の教育の礎を築いた萩尾大学の功績、また地域の公共施設や河川の清掃活動を通じた環境保全の体験活動などです。

そして学習した、先人の営みや篠栗の文化・伝統、自然環境のすばらしさを、保護者への学習発表会や劇、新聞づくり、生徒会報告会の開催などを通して発信し、郷土愛を育てているところでございます。

次に、社会科学習では、同じく小学校3年生から中学校3年生までの児童・生徒が、地域社会や歴史に対する理解と愛情を育て公民的資質の基礎を養うことを狙いとして、平成16年に発刊されました副読本「発見 すてきな篠栗町」を活用した社会科学習や町立歴史民俗資料館での見学調査を行い、古墳時代から町村合併までの篠栗の歴史、また、太祖神楽や篠栗祇園などの昔から続く伝統や文化、そして、町民の安全や健康を守る人々の働きなどを学んでおります。

また、中学校におきましては、夏休みに中学生が、スーパーや福祉施設、商店や製造業などで実習を行いますキャリア教育を行っております。

これは、子どもたちが将来、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てることをねらいとしております。

さて、昨年12月に「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が発表されました。

これを受けまして教育委員会といたしましても、「町づくりは人づくり」の基本に立ち返って、新年度より「高い志をもち、心豊かでたくましい篠栗っ子の育成」を新教育目標といたしたいと思っております。

「高い志」とは、自らの未来を切り拓き社会に貢献できるということで、教育委員会がめざしております「志教育」は、従来のキャリア教育や郷土愛教育の内容を広げ、幼稚園、小学校、中学校の全時期を通して、地域の人々や社会とのかかわる中で、社会性や勤労観を養い、集団や地域社会のなかで果たすべき自分の役割を考えさせながら、将来、地域社会に貢献できる社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育のことでございます。

古屋議員のご提案のとおり、篠栗町の歴史や伝統・文化、そして地域社会で活躍されている人々に学ぶことをより充実させて、子どもたちに郷土愛を育むとともに、社会性や勤労観を養い、篠栗町に貢献できる人材の育成に努めて参りたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 再質問ございますか。

○議員(古屋 宏治) 私も今おっしゃられた教材のなかの「発見すてきな篠栗町」を読ませていただきました。非常に詳しく町のことを歴史・伝統文化など、さまざまなことが記されてありました。

教育長もおっしゃいましたとおり、町の財産である子どもたちに、町の財産である歴史や伝統・文化、自然環境を深く知ってもらうことがより興味を持ち、この地に生まれ、また、この地で育ってよかったなと思える郷土愛を育てると思います。

郷土愛が強くなれば、子どもたちがやがて結婚し、子どもたちの自慢のこの町で暮らしていこうとします。

また、そこで自分たちの子どもを産み育てていきたいと思います。友人、知人も呼び込んでくれるでしょう。

若い人たちは、大学進学や就職でどうしても都会の町に行きたがります。

そこにも郷土愛があれば、変化があると思います。

これから30年後、40年後のこの町を担っていく子どもたちに、このすばらしい篠栗町、この町に溶け込み、未来像を描いてもらえれば、人口流出阻止、移住減少、定住促進に繋がる伝統文化が受け継がれ、郷土愛が町を育てていくと思います。

生徒たちが、今おっしゃいましたとおり、積極的に取り組んでいる清掃活動や挨拶運動、職場体験等のように、生徒たちから興味を持って調べ出すような学習の一つに、今一度、町の歴史文化事業に力を入れていただくことをお願いいたします。

それから、子どもたちに、もっともっと町の歴史や文化に興味を持ってもらうためにも、フューチャースクールを取り入れてはいかがでしょうか。

小学校では、学期中に数回のパソコン教室があるそうですが、今の段階で生徒全員にノートパソコンやタブレット型端末を導入するのは難しいと思います。

デジタルカメラやビデオ、また、プロジェクタなどを用いた一斉学習で、写真等の拡大、縮小、画面への書込み、音の書込み等を活用し、わかりやすく説明することにより、子どもたちの興味、関心を高めることができると思います。

文部科学省の調査で、ICT活用して事業を行った教員の98%が関心・意欲・態度の観点において効果を認めており、それ以外の観点・知識・理解・思考・判断・表現・技能・処理や、ICT活用によって、児童生徒が集中して取組めるようになることや、児童生徒が楽しく学習できるようになることについても、多くの教

師が効果を認め、また、児童生徒に対する調査によれば、学習に対する積極性や意欲、学習の達成感など全ての項目について、ＩＣＴを活用した授業の場合のほうが評価が高いとあります。

ぜひ、ＩＣＴを活用した事業をお願いしたいと思います。

ＮＴＴのＣＭに、ＩＣＴで隣の学校とつなぐ、つながる教室というＣＭがあります。その中に、「教育が整えば人が育つ、人が育てば町が育つ」とあります。

ぜひ、ＩＣＴ情報通信技術を取り入れていただく授業をしていただくことは可能でございましょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) はい、ただいま古屋議員のご提案のありましたＩＣＴ教育の実施ということについてでございますが、先般の学校教育連絡協議会の中でも、萩尾分校におきまして、先進的に各児童にタブレットを用意しまして、その活用を図ってきているところでございます。

しかしながら、幾分予算の面もありますので、今後、積極的には取組んでいきたいと思いますが、やはりＩＣＴの持っております情報処理、子どもたちがこれからの社会に生きるうえで、多様な情報を活用して、情報を収集、それから活用して生かしていく、これは必要な能力だろうと思いますので、ぜひ今後ＩＣＴを活用した授業づくり、又は環境の整備に検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、古屋議員。

○議員(古屋 宏治) ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

これは要望でございますけれども、篠栗町の歴史文化の本をＤＶＤ化し、生徒に一枚ずつ配っていただくとか、そういうことしていただければ、それを家庭に持ち帰り、また親も篠栗町の歴史文化の再発見ができるんじゃないかなと思います。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) 終わりですか。

○議員(古屋 宏治) はい。

○議長(阿部 寛治) 質問順位４番、荒牧泰範議員。

○議員(荒牧 泰範) 議席番号１２番 荒牧でございます。

町長に１点質問いたします。

合併は過去の話なのかという題材で、平成の大合併が全国各地で行われ、新しい枠組みの自治体が数多く誕生いたしました。がしかし、合併後の実情を見てみると、合併特例法に乗った方がいいが結果はあまり芳しくないと言うところばかり目立ちます。

けれども、今の我が町に合併の必要はないのかとは違う次元の話で、地方主権時代に突入し各自治体の運営責任が益々大きくなる中、アジアの玄関口としても、なお一層大きな役割を果たさなくてはならない福岡県の自治体として、ある一定規模の財政力や人材力などが必要と思われます。

我が町の過去10年間の人口の伸びはほぼ横ばいで、町長も将来の人口を2万9,000人と推定されており、これから先の人口増は今のままでは期待できません。

また、昨年10月に行われた粕屋町町長選挙では、公園建設などの住環境整備と町単独で行くことを謳った候補者に対し、企業誘致による産業発展と合併を視野に入れた候補者が当選されております。

このような時代や環境変化と、隣接町の思いの中、篠栗町長として合併が過去の話なのか、それとも別なお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 「合併は過去の話なのか」という新聞の特集の見出しのような衝撃的な題名のご質問をいただきましてありがとうございます。

糟屋地区を取り巻く合併協議につきましては、過去にもさまざまな形で議論されてきたところでございます。

糟屋中南部におきまして平成19年に糟屋6町合併協議会設立の準備会が立ち上げられましたが、6町全ての議会の承認を得ることができずに全ての議会といえましょうか、粕屋町と久山町での承認を得ることができずに、平成20年3月に解散した経緯がございます。今回の粕屋町長の10万人規模の市制を目指すという発言、これがあったと思いますけれども、現時点でそのような考えを私といたしまして、同様に持って、じゃあ、握手していこうという気持ちは毛頭ございません。その意味では、平成19年に議論した合併の取組みは過去のものでございます。というのが現在の正直な私の気持ちでございます。

先月2月16日に開催いたしました久山町・篠栗町の共催の講演「これからの糟屋の経営戦略」で講演をいただきました藻谷浩介先生のお話の中で、急激な人口増加を求めても住みやすい町になるとは言えない。地域内における地域資源の循環で活性化を進めることが必要であると、進むべきまちづくりのヒントをいただいたと

ころでございます。

今回策定いたしました「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに「人口ビジョン」におきましても、2060年の目標人口を2万9,000人とし、その目標に向かって職員一丸となりKPI達成に向けて奮闘しているところでございます。

合併は、将来的に全くないとは言いきれませんが、今の篠栗町らしさを形づくる「地方ガバメントとしての自治」を確立することが、先ずもって重要と考えているところでございます。

そうした中で、篠栗町がいつまでも住み続けたい、いつでも訪ねたい町として選ばれるような町となりますよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

ただ最後に申し上げますが、どのようなことを行うにもその時の時勢というものがございまして。日本全体の、或いは福岡都市圏の、糟屋郡の中での時勢というものが、時に起こることもございまして。そのような時勢を感じ取ることも一方で大変大事な要素であろうと考えておりまして、その際は、議員の皆様方とじっくり協議しながら、方向性を探ることになることになろうと思っております。

しかしながら、最終的には、繰返しになりますが、現在のところ私から篠栗町から積極的に外に向けて合併云々の発信することはございません。

○議長(阿部 寛治) 再質問ありますか。

荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 私は根っからの合併論者じゃありません。

そこを蒸し返してここで話すつもりはございません。

ただ、日本全国的に何か大きな起爆剤があって、出生率が2を超えて、今の人口が維持できればいいんですが、今国が言うように、やれ8,000万だ何だっていうことになる、もうこれから先は、自治体のサバイバルゲーム、人間を取りきれんとそのうち人が居なくなって、町でなくなるよっていう時代が来てると思うんですよ。そうなったときに、どうやるかっというと2つしかなくて、合併するか、今の規模を維持するか。

今、2万9,000とおっしゃいましたが、もう今3万1,000から、去年度からちょっと減りつつあるんですが、2,000人が減るということは、その2,000人の内訳は3万1,000人のうち2,000が労働者世代、働ける人たちが減って、高齢者が残った2万9,000になると思うんで、そうなる、町の面積は変

わらなくても、消費圏としての魅力落ちるということは、どこかの企業が撤退していくということになる。となるとそれで篠栗町が住みよい町が堅持できるかということになると思うんです。

そうになると、合併が今、主義主張が違いまして、必ず合併してくださいという意味ではございませんが、篠栗町長としては、願わくば僕は推計がどうであれ、今の人口は最低維持していくよという発言がいただきたいと思うんで、そのあたりをどう考えてあるか、まず最初に聞かせていただけますでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) まず、ご認識が間違っているのは、今年3万1,500人から150人程度人口は増加しておりますので、減少していることではございません。

併せまして、2060年の2万9,000人というのは、日本全体でこのままいけば8,000万人の規模になるという危機感から、それぞれの町において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立て、そして人口ビジョンをつくって、日本全体を1億人まで引き上げようという国の大きな政策の中での取組みで、私どもの人口ビジョンの概略、或いは詳細の内容をご覧いただければおわかりいただくとおもいますが、大変積極的な人口のビジョンであるというふうに認識しております。

当然のことながら、働き手人口というのは日本全体の人口が下がってくるわけですから、働き手人口が大きく高齢者人口にシフトする、そしてまた出生率が、私どもは1.78でございますけれども何とかこの1.8を全国で維持していかないと、これからの働き手が出ないということも合わせて考えますと、当然のことながら働き手人口は全国で減少していきます。

そういうことを考えた中で、何とか人口を増やしていかないととおっしゃいますけれども、それは余所の自治体から人を取ってくるというような、まさに小さな考え方であろうかと思えます。

日本全国の人口が1億人になる、そうした中で私どもは2万9,000人という人口を維持していこう、それについては、篠栗町内でしっかりとこれからビジョンをつくって行って、働き手人口をしっかりと維持して行きながらやっていこうという取組みでございますので、その辺のところは私どもの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに「人口ビジョン」をもう少ししっかりご覧いただいて、またご検討賜ればと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長(阿部 寛治) はい、荒牧委員どうぞ。

○議員(荒牧 泰範) 認識の違いがあるのかもしれませんが、例えば数字でいうと、

年度途中、今の平成28年ですが27年度の数字が出ませんで申し訳ない、私が申し上げたのは、26年度と例えば、その10年前で言いますと新宮町で増加率が1.24、粕屋町が1.17倍、我が町が26年度とその前10年でいくと1.002倍でほぼ横ばい状態、となると小さな考えとおっしゃるかもしれませんが、数が減るもんだったらなるべくここで生んでいただいて、なお且つ今と同じ、例えば列車やバスの本数を人口が減ると当然減らされます。

また、商店等も大型店舗が撤退するかもしれない、そうならないように、できれば堅持をしていくのが町のあるべき姿じゃなかろうかなと思いますんで、一つ小さな気持ちというよりも、日本全国の前に町のことを考えて見れば、規約として31,500でしたっけ、キープしていくよという一言が私は欲しいなという意味で申し上げたんで、その規約として今、表していただきましたんで、なるべく人口減がないように希望ををもって終わらせていただきます。

○議長(阿部 寛治) 町長どうぞ。

○町長(三浦 正) 議員の質問ではございませんけれども「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2060年2万9,000人の話しで、私どもが平成25年に立てて26年度から5か年計画で実施しております「篠栗みんなの道標」という現在の総合計画は、3万2,800人をキープにもっていこうという計画でございました。それには今ちょっと計画段階で多少遅れておりますが、そのことはしっかりと守れるように今計画を練っているところでございます。

ですから、短期ビジョンでは当然のことながら上昇をさせていき、そしてまた最終的に2060年ですから、私どもの次の世代のときには、少なくとも2万9,000人はどどめておこう、そういうふうな思いでございますので、まるっきり今から下がりますから仕方ないでしょうっていうふうに言っているわけではございませんので、よろしくお願いします。

質問ではございませんでしたが、勝手に喋りました。

○議長(阿部 寛治) はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 一言だけ、何て言いましょうか、本当に子育て世代に来ていただきたいという意味で、今町の若い世代の方々が言ってらっしゃるのが保育園の待機児童。

これが非常にちょっと苦しい状態になってるんで、そこも一つ若い世代を呼び込む意味で、改善していただきますよう要望して終わります。

○議長(阿部 寛治) 質問が始まって1時間をちょっと超えていますので、20分まで

暫時休憩をしたいと思います。

(休憩 午前 11 時 10 分～午前 11 時 20 分)

○議長（阿部 寛治） 一般質問、再開いたします。

質問順位 5 番、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号 5 番、村瀬敬太郎でございます。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に、「住民が地域防災の担い手となる環境の確保」が謳われ、消防団や自主防災組織等の充実強化、災害対応、防災における ICT の利活用の推進により、住民が地域防災の担い手となる環境を整備する必要があるとされております。

篠栗町版に、防災に関する詳しい記述はございませんが、基本目標の一つに「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」と掲げてあります。

その実現には、消防団や自主防災組織も大きな役割を担っていくものと思われま

す。

そこで、これら防災関係組織の今後の展開について、質問をいたします。

1、全国的に消防団員の減少が問題となっておりますが、篠栗町でも表面化はしていないものの、団員定数の確保が難しい地域が出始めております。

その現状をどのようにとらえておられるか。

2、団員確保の問題や、組織編成上の課題など、団員だけでは対応できないものも出てきていると聞いております。

行政として相応の対応が必要と思われませんが、どのように考えておられますか。

3、自主防災組織の成り立ちは、要援護者避難支援であり、国県町の要請により各区で結成されたと記憶しております。

その経緯を考えれば「自主防災組織だから、自主的に活動してください」というのは、結成から、ある程度の時間はたっておりますけれども、難しい面がまだまだあると思います。

地域により温度差もありますが、自主活動が可能な水準になるまでは、支援や指導を継続的に行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

4、篠栗町要援護者避難支援制度では、社会福祉協議会、避難支援者、自主防災組織、民生委員、福祉協力員が高齢者や障がい者などの避難支援、安否確認を実施

することとなっており、「篠栗町災害時要援護者支援プラン」では、そのための避難計画の作成や避難訓練を実施することとなっております。

ここ数年、総合防災訓練も行われておりませんので、要援護者避難支援を含めて、訓練を行ってはいかがでしょうか。

以上4項目、見解をお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） まず、昨日の篠栗町消防団非常呼集では、水利の難しい、山間地域での火災を想定しての萩尾区での訓練でございました。

村瀬議員を初め、多くの議員の皆様にもお越しいただきまして、まことにありがとうございました。

勾配の険しい場所での長距離送水でありまして、消防団員にとっても重要な訓練となりました。

「防災関係組織、今後の展開は」ということで、幾つかの項目について御質問がございましたので、まず、総務課長から答弁をいたした上で、またいろいろ、議員の御意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） では、「防災関係組織の今後の展開について」の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「消防団の現状把握」についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、全国的に消防団員数の減少が顕著になっており、昭和40年に130万人以上いた団員は、平成27年には、約86万人に落ち込んでおります。かつての日本全国の消防団は、農業や漁業、地元の商店などされている方たちが数多く入ってありました。時の経過とともに、就業構造が変化し、最近では、構成の7割以上が会社勤めの方でございます。それも地元外の都市圏で働いている方が大半を占めているのが現状でございます。本町におきましては、現在の団員数は256名と、平成26年度から、条例定数の260名を、わずかですが割っており、団員の平均年齢も32歳と、10年前と比較して、2歳上昇している状況にございます。このような中、特に城戸区、山手区、山王区、萩尾区といった山間地における団員確保は、以前にも増して厳しいものがあると認識をいたしております。

次に、「団員確保の問題や組織編成上の課題に対する行政の対応」についての御質問にお答えをいたします。

消防団が現在抱える大きな課題としまして、先ほど申し上げました山間地におけ

る団員確保と、被雇用者の増加による昼と夜における防災力の格差があげられます。これらの問題に対して、消防団の母体となる各行政区長の皆様には団員募集事業に関して、多大なる御支援をいただいておりますが、人員不足は今後も深刻化するのではないかと危惧をいたしております。

したがいまして、将来的な人員状況を注視しながら、地域あるいは昼夜における防災力の格差が生じないように、現在の分団、班体制の見直しについて、関係機関で協議する仕組みづくりを行政でバックアップしてまいりたいと考えております。

また、団員減少の一つに、地域住民や企業に消防団の活動内容が理解されていないことがあると思っております。

このため、平成27年3月から、「消防団協力事業所表示制度」を導入し、勤務中の出勤を配慮するなど、事業所における消防団活動への一層の理解と協力をお願いする取り組みを進めており、今後の団員確保の推進につなげてまいりたいと考えております。

消防団は地域防災力の担い手として、地域に密着した活動を展開する一方、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしております。

消防団の評価を高め、団員を確保するため、あらゆる機会をとらえ、消防団の活動実態をわかりやすく説明するとともに、団員確保に当たっては、活動の具体的な内容と、どの程度の負担が生じるのか等を明確にし、周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、「自主防災組織に対する継続的な支援や指導」についての御質問にお答えをいたします。

大きな災害に対して的確に対処していくためには、公的な防災機関の活動だけでは限界があり、自主防災組織など、地域住民の方々が、被災者の救出や避難誘導などを行うことが、被害を軽減する上で大変重要になります。

そのため、平成23年度から、自主防災組織の結成を、各行政区長会議でお願いし、町から組織編制に関する資料や、資機材配布に対する支援を行ってまいりました。

現在、それぞれの組織では訓練が独自に行われ、先進的なところでは、図上訓練や要支援者の避難経路の確認等を独自で行ってありますが、御指摘のとおり、地域における温度差が生じており、その解消は喫緊の課題であると、捉えているところでございます。

今後、篠栗町の特性に合った独自の防災・減災対策として、「共助、近助」を活

動の柱とする組織が、自主的かつ継続的に活動していける環境を整備していくために、自主防災組織連絡協議会の設立に合わせて、消防団OBなどを対象とした地域における、防災リーダー育成講座の開設等について、検討を進めてまいりたいと思います。

最後に、「要援護者避難支援を含めた、総合防災訓練の実施」についての御質問にお答えいたします。

災害発生時に、1人でも多くの避難行動要支援者の、生命と身体を守るという目標を達成するため、本町では、平成25年の災害対策基本法の改正に先立って、避難行動要支援者名簿の作成とあわせて、一人一人の要支援者に対する個別支援計画の作成を行ってきたところでございます。

今後、実効性のある避難支援を実現していくためには、総合防災訓練といった、どちらかといえば、防災機関、団体等が主体となってしまう、住民の活動が見えにくい訓練より、自主防災組織が中心となり、地域の特性や実情を踏まえつつ、地域の共助力の向上を目的とした訓練や研修を重ねていくことが効果的であると考えております。

この実践的なノウハウを構築するため、平成25年に田中自主防災会が実施されました「福岡県避難行動要支援者避難支援事業」を活用するとともに、先ほど申し上げました防災リーダー育成講座の開設等を進め、自発的な活動をしっかりサポートする体制を整備することで、要援護者が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 2点だけ、現在の篠栗町消防団の技術レベルというのは非常に高うございまして、これは行政区ごとに置かれておる班の体制によるところが大きいと思います。

これは今後も必要だと思っておりますが、分団の編成というのは、そろそろ、人員の面でも考え直す時期にきておるんじゃないかならうかと感じております。

大げさかもしれませんが、「近い将来、班が消滅するところも出てくるんじゃないか」と、このように思っております。

現在の班の体制が維持できる形で、分団の編成をですね考え直していただきたいという点が一つ。

また、田中区では、福岡県が行っている、消防団員対象の「自主防災組織指導員養成講座」、また「消防団OB・防災士等スキルアップ研修会」、このようなものに参加されて、自主防災組織を支援する人材の育成も行っておられるということを聞いております。

このような取り組みというのは、私も、大きく減災につながっていくと思っております。

そこで、出来るだけ多くの方にそのような機会を持ってもらい、また参加していただけるように検討、また支援をいただきたいと思います。その2点、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） では、町長からどうぞ。

○町長（三浦 正） 班の編成については、先ほど総務課長も申し上げておりますように、いろいろ今課題がございますなかで、本当に人員を捻出しにくい班がございます。

具体的には、第7分団萩尾班っていうのは、1分団1班でございまして、第7分団萩尾班の中から、分団長と班長を出すと、一般団員は本当に少ない、なおかつ萩尾区に実際に在住している方がほとんどいないというような厳しい状況ではあるわけで、その辺のところを解消するために、私どももいろんな策を練って行っているわけで、その一つが、先ほど議員からもお話がありました班の再編ということでございます。

あるいは、大勢門区、第2分団大勢門班というのは、ほとんどここにも「地元の住民で消防団員になってくれそうな年齢層の方々がいらっしゃらない」ということでもありまして、役場の職員で採用した者の中から、町外に住んでいる人たちについては、大勢門班の班員として、今、活動させているというような状況もございます。

いろいろなことで、「分団の問題・班の問題」というのは、これからもしっかり考えていながら、私ども本当に山間地域を含めて、火災については、各班の活動というのは非常に重要視しておりますので、今後とも、地元の方々ともしっかり協議していながら、できるだけ班の存続、そして、今の体制維持という中で進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

併せまして、自主防災組織における田中区の活動についての御紹介と、そのような例が各区でも、というお話がございました。

田中区の皆様方につきましては、やっぱり水害時、本当に浸水する地域が多いということで、大変かつてから意識が高い地域でございますので、区をあげて自主防

災組織の活動については関心の深い地域でございます。

図上訓練等も定期的に関われながら、一生懸命地域をどう守ろうかということを考えていただいているところでございますので、私どもも、いろんな会のときに、田中区の事例を御紹介した経緯もございます。

それぞれの区で同様な組織をつくっていくということにつきましては、どうしても区の御協力というものが1番になってまいりますので、それぞれの区の御協力、そしてまた、消防団員、その他の団体の御協力をいただきながら、やっぱり自分たちのまちは自分たちで守るといいたいでしょうか、地域は自分たちで守る、「自助・近助」という、「近助」というのは近くで助け合うという意味の「近助」でございますけれども、その思いをですね、それぞれの区にしっかりと浸透していきながら、それぞれの区で、自主防衛・防災組織の、これまで以上の活性化を図っていくよう、私どももしっかりと、区に支援を、そしてまた要請をしてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） ただいま町長から御答弁をいただきました。

篠栗町の防災力に、大きくかかわるところでございますので、最大限の御支援をいただきますよう、よろしくお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） では、続きまして質問順位6番、松田國守議員。

○議員（松田 國守） 議席番号10番、松田でございます。

本日は、3問質問させていただきます。

いずれも、関連した質問でございますが、わかりやすく3問に分けております。

よろしくお願いいたします。

広報ささぐり3月号にも、掲載されておりますように、「篠栗町まち・ひと・しごと総合戦略」の四つの基本目標の一つに、「安定した雇用を創出する」とあります。

それによりますと、1、篠栗北地区産業団地開発事業 2、篠栗西地区沿道サービス誘致促進 3、中山間地域への企業誘致 以上、三つの地域における雇用の創出の取り組みが進められております。

その1の篠栗北地区産業団地開発事業における企業誘致による新規雇用目標値が、KPIでございますが、250人と設定されておりました、産業団地として、複数の企業で形成されると予測されます。

この産業団地に勤務する従業員の車両や、物品の搬出入の貨物車は当然、県道547号の猪野・篠栗線を利用すると思います。

その路線の要が国道201号線の篠栗北交差点であります。

現在、朝夕の渋滞が深刻で、これからさらに、深刻度が増すのは明らかであります。

産業団地開発と同時に、渋滞緩和対策も進められるものか、お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 松田議員からは、地方創生における交通事情ということで我が町の交通情勢、交通事情全般について、3点にわたって御質問いただくわけですが、まず第1問目の御質問については、篠栗北地区産業団地開発事業に関するところでございます。

私どもの都市計画マスタープラン、昨年度改定いたしました、これにつきましても、27年4月からスタートしたわけですが、「町の拠点づくりに絡めての交通体系を考慮することは大変重要なポイント」というふうにうたっているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、私どもも、今般の北地区産業団地開発事業に関しても、交通事情をしっかりと予測していくことってというのは重要だと思っておりますので、具体的に、第1番目の質問について、まちづくり課長から答弁いたしますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部 寛治） では、まちづくり課長

○まちづくり課長（松田 秀幹） 松田議員からの質問の「地方創生における、交通事情を問う」についてお答えいたします。

篠栗町総合戦略の、基本目標1で掲げております、「安定した雇用を創出する」におきまして、町内における雇用創出を促進するため、篠栗北地区産業団地開発事業に、現在取り組んでいるところでございます。

御質問の通り、将来的に進出企業の従業員の通勤や物品の搬出入にともなう車両の往来により、渋滞が予測されるところでございます。

このようなことから、篠栗北交差点を中心とした、交通体系にどのような影響を及ぼすものか、把握するために、篠栗北交差点とニトリや西鉄ストア倉庫からの三叉路付近において、交通量調査を現在、実施しているところでございます。

今月中には最終報告書が示されることから、報告内容と進出企業の希望等を鑑み、交通対策を総合的に検討したいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 松田議員、再質問、はい、どうぞ。

○議員（松田 國守） 現在調査中ということでございますね。

はい、わかりました。2問目に行きます。

○議長（阿部 寛治） 2問目にいかれますか。

では、2問目をどうぞ。

○議員（松田 國守） 和田橋交差点から、町道和田線の渋滞緩和について、お尋ねします。

和田区の北側に東鉄工団地及び原工業団地があります。

これらの企業に通勤される従業員の車両等で和田橋交差点を中心に、町道和田線は、朝夕の渋滞が日増しにふえております。

なお、原工業団地には大型物流倉庫等の建設が急速に進んでおり、町道和田線は、大型貨物車の往来が徐々に多くなっております。

このまま推移しますと、近隣住民の安全性が損なわれ、学童の登下校時の危険度も増します。

大型車両の進入制限や、車両通行時間帯規制等々の渋滞緩和対策を、早めに御検討いただきたいのですが、御見解を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長

○都市整備課長（三明 祐治） 松田議員の「和田橋交差点から町道和田線の渋滞緩和策は」についての御質問にお答えいたします。

議員、御指摘のとおり、町道和田線の沿線に位置する、福岡東鉄工団地及び原工業団地への搬入出や通勤等を含めた、往来車両の通行につきましては、大型物流倉庫の建設や現在施工中であります、県道筑紫野古賀線の道路改良工事の影響もあり、増加傾向にあると推察されます。

しかしながら、松田議員御提案の車両の通行規制等は、本路線の性質上困難であると考えております。

現時点では、沿線住民の協力を仰ぎながら、道路の局部的な改良等により、歩行者の安全を確保するなどの対応を図りたいと考えております。

また、将来的には地域間における連携や、回遊性を高める基幹道路として、既存の道路網を活用しながら、市街地を分断している河川や、鉄道を横断する地域幹線道路や、主要な生活道路の整備・改良を図り、渋滞緩和に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） 今の答弁の中の「道路の局所的な改良など」ということ、これをもう少し具体的に。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長

○都市整備課長（三明 祐治） 道路改良等々申し上げているのは、幅員の拡幅、舗装の、仕戻し舗装ですね、そういったところを指しております。

以上でございます。

○議員（松田 國守） はい、終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、2問目終わりですね。

では、3問目をどうぞ。

○議員（松田 國守） まあ、それらのですね、渋滞緩和策としての迂回路をとということで質問いたします。

以前、九大演習林を津波黒側から、久山町のJ Aカントリー付近へ横断する、通称「カンカン越え」という道があったと聴きます。

そこを活用し、迂回路として201号線から久山の工業団地へ抜ける産業道路整備事業を久山町との地域間連携で策定し、九大演習林や国・県に対しての働きかけはできないものかお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（三明 祐治） はい。渋滞緩和策としての迂回路についての御質問にお答えいたします。

久山町と地域連携をして、国道201号線から久山町に抜ける道路開設の働きかけを、とのご提案につきましては、平成10年度に糟屋地域の1市8町で道路建設促進期成会を発足させ、新宮町、久山町、篠栗町の当該地域を經由して、須恵町へ抜ける道路整備計画の促進に関する提言を県に対し行ってまいりました。加えて福岡市をはじめとする9市8町で構成する、福岡都市圏広域行政推進協議会におきましても同様の提言を行っているところでございます。

今後も継続して要望してまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、引き続き町長どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいま都市整備課長が申し上げたとおりでございますが、県に対しましては、提言をした経緯がございますけれども、県といたしましては、まずは筑紫野古賀線の全ての片道2車線化事業、これを最優先したいということで、

それが着々と工事が進んでいるところでございます。

それが終わった段階で次の道路の展開として、新宮から久山を抜けて、また迂回路としての道路の整備計画を地元と協議していきましょう、というふうな答弁をいただいた経緯もございますので、加えて申し述べさせていただきます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか、松田議員。

○議員（松田 國守） 終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。

では、質問順位 7 番、大楠英志議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号 8 番、大楠でございます。

地域の要望に沿ったオアシス篠栗巡回バスの運行の見直しを求めるということで質問をいたします。

平成 28 年 2 月末までに城戸区・山王区から、オアシス篠栗巡回バスの増便、または、時間変更等の見直しや、新たに巡回バスの乗り入れの要望が出されています。

以前は日の浦から飯塚方面への西鉄バスが運行されておりましたが、採算がとれないとの理由でバスの運行が廃止されています。

西鉄路線バス廃止を機に、交通不便地区の利便性確保のため、平成 22 年度から篠栗小学校児童が、バス通学できるよう、二瀬川から篠栗間に、バスが朝 1 便運行されています。

篠栗町の中山間地区におきましては、高齢化が急速に進み、車の運転ができない所帯が増えています。

山間地区において、高齢者の生活は病院、買い物等の交通手段がなく、大変困っております。

現状において、住民の方は、オアシス号城戸コース、郷の原発 10 時 15 分を利用してありますが、役場前着 10 時 53 分で、帰りの便は、役場発が 14 時 58 分となっております。

高齢で通院に利用される方や、オアシスが主催されている講座・教室等に間に合わないため、8 時か 9 時の時間帯に変更できないかとの要望が強く出されています。

一方、通学バスは、二瀬川発が 7 時 44 分に出ていますが、これには二瀬川より以遠にある、郷の原地区の住民は利用できにくいのが実態でございます。

城戸地域の検討案として、朝 8 時台のオアシス号の増便と、西鉄通学バスを郷の原地区までの延長を希望してあります。

もしくは、現在の通学バスをオアシス号に切りかえて、通学児童と、住民がオア

シス号に相乗り利用する等の諸方策を提案してございます。

また、山王区におきましては、国道２０１号線から、平原経由荒田地区まで約４キロの町道沿いに民家が点在をしております。

この地区においても、高齢化が進み、以前から、高齢者の移動手段の確保が困難である状況を訴えてありました。

また、荒田地区におきましては、森林セラピー基地としてウオーキングコースが設けてありますが、訪れる方からも巡回バス運行の要望があっているそうでございます。

篠栗町の山間地区においては、どこの地域も同じような、現状ではないかと考えられます。

また、北勢門地区におきましては、オアシスバスの利用者が多く、利用できない住民の方が出ていると聞いております。

他の地区でも、オアシスバス運行についての、要望があると考えられますが、今までに、オアシスバス利用について、町民の意見や要望の調査を実施したことはございますか。

バス利用や町民の要望を調査して、要望に沿ったオアシスバス運行の見直しを求めます。

今後、中山間地区に限らず、高齢者の通院や買い物等の移動確保が行政の大きな課題となってくると考えられます。

今、町内の某病院におきましては、患者様、お見舞いの方のために、送迎バスを運行してあります。自治体の財政が大変厳しい中、民間の力をかりて、この高齢者の足の確保はできないかと考えております。

某病院の事務長のお話によれば、運行の時間帯やコースなど、具体的な話がまとまれば、対応はできるのではないかとということでございました。

民間と行政で協議を重ねられ、問題解決の一助にしてはどうかと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 大楠議員からの御質問のオアシスバスの運行については、これまでも、たびたび御質問をいただいてきておりました課題でございまして、最近では、平成２６年に松田議員からも「利便性の高い交通体系で均衡ある生活環境を」という御質問の中でのオアシスバスの運行について、議員とやりとりした記憶がご

ざいます。

まず、通告のありました御質問の内容につきましては、健康課長から答弁をいたしました後に、また議員の御意見を賜りたいと考えますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、健康課長。

○健康課長（村瀬 修） 大楠議員の御質問についてお答えいたします。

オアシス篠栗巡回バスの運行についてですが、御存じのとおり、平成１２年にオアシス篠栗が開設されたときに、オアシス篠栗までの巡回用福祉バスとして、運行を開始しているところでございます。

現在、オアシス巡回バスは町内４コースを２台のバスで、午前９時から午後６時過ぎまで無料で運行しており、たくさんの町民の方に喜んでいただいております。

しかしながら、定期便として時間を配分して運行している関係上、皆様の御要望に全て対応できていないのが現状でございます。

議員御指摘である町民の意見や要望等の調査につきましては、現在のところ実施しておりませんが、乗車される方の御要望等については、バスの運行業者へ確認をとりましたところ、現在、乗車客からの要望は上がっておりませんが、コースによっては定員満車時には乗車をお断りしたことがあると報告を受けております。

解決策については、現在指定管理者、バス会社と協議を進めているところでございますが、九州運輸局へ年間交通計画等を提出して、許可を得て運行している関係上、時間やコース等の計画の変更につきましては、すぐにはできず、今後の検討課題となっているところでございます。

また、高齢化による高齢者の交通事故は、全国的に問題となっており、安全で安心な社会を実現するためには、高齢者の移動手段の確保は重要な課題になっております。

その対策の一環として、地域の公共交通の充実は、居住形態や地形など地域の実情にも影響を受けますので、運行経路やダイヤ、人員確保など、さまざまな角度からの検討を行わなければなりません。

そのためには、今後、町内各地域、行政、既存の公共交通機関等との意見を集約し、一体となって検討を進めたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、続きまして町長。

○町長（三浦 正） 私から、追加で申し上げますが、今、健康課長から縷々申し上

げましたが、解決策は「台数を増やす」ということに尽きるわけでございまして、「台数をふやして皆様方に利便性の高いオアシスバスにする」あるいは「コミュニティバスという、また系統の違う、一定の対価を払っていただいて町内を巡回する」という方法もあるわけでございますが、その辺ところについては、またいろいろ予算審議あたりでも、御相談を、御協議を申し上げていかなければならないところであろうかと思えます。

2台から3台に増やすということで、やはり1,000万弱の予算の増加になるという現状ではございますので御報告いたします。

また、最後に御質問のございました「町内病院でも送迎している」というお話がありまして、上町の病院のことではなかろうか、というふうに思っておるわけでございますが、先ほどお話がありました、事務長からも、まるっきり拒否しない発言であったということでもありますから、私もふだんから接触しておりまして、町との関係についても非常に協力的な病院でございますので、もう少し具体的なところを話し合ってみたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 先ほど、課長のほうから「運輸局等の年間交通計画ですでから、時間やコース等の変更は簡単にはできない」ということでございますので、そういう点からもするとですね、なるべく町民の要望等を調査して、その要望を、やっぱり調査というのが1番大事になってくるんじゃないかなと、やっぱり、いろんな声があると思います。「聞いてない」ということですが、やっぱり、特に山間部においてはですね、高齢化が進んでおりますのでですね、何も無いという方がちょっとおかしいんじゃないかなと思っておりますので、今後そういう調査するようですね、アンケート等、計画ぜひ入れていただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、健康課長。

○健康課長（村瀬 修） 今、大楠議員からの要望的な調査依頼ということで、各機関の情報を束ねまして、検討し、より福祉バスの運行に努めてまいりたいと思っておりますので今後とも御協力、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） ありがとうございます。先ほど町長のほうからも、まあ「1番の解決策は台数を増やすこと」ということを言われましたので、ぜひその方向でお願いいたします。

またですね、この三浦町長におかれましては、山間地域のことについては、日頃からいろいろ気にかけていただきまして、荒廃農地・森林の整備等、いろいろ諸施策をされていますことは山間部の住民も大変喜んでおります。

ただ山間部は、皆さん御承知のとおり、山の谷々がありまして、そこに、民家が点在しております。それで、なかなかその谷に入って戻ってくることが、時間がかかりますので、なかなかそういう皆さん方の希望を聞きにくいということがございますが、まあ今後の課題としてですね、これは避けて通れない問題もあると思いますが、その辺の方策について何かございましたら、答弁いただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 町長。

○町長（三浦 正） 今、お話がありましたように篠栗町は三方を山で囲まれておりまして、「いろいろな山々がある、そのそれぞれの谷に、川沿いに、集落がある」ということでございます。

それぞれ横を貫いていくわけにもいきませんで、登っては降り、登っては降りするわけでございますので、その辺は、私どもも、この地域の特性は十分理解した上で、よりよい方向をですね、考えていく必要があろうかと思っております。

今、御質問全体のオアシスバスを中心とした、交通の利便性という点からすれば、またいろんな、健康課長が申し上げました、アンケートもとってってというようなことでもございますので、その辺を含めて、またいろんな投資をしていかなければいけないことになろうかと思っておりますけれども、次の策として考えていく必要はあろうかと思っておりますので、頑張ってみりたいと思っております。

○議員（大楠 英志） 最後に要望として、郷の原とですね、一の滝のこの沿線は、一部道路が狭いためオアシス号が通っておりません。

今後道路の拡幅と、郷の原から一の瀧沿線にも、巡回バスのコースの設定を検討していただきたいということを強く要望しておられますので、要望事項に替えて質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 最後に、質問順位 8 番、横山議員。

12 時のチャイムが鳴るかもしれませんが、最後 1 問だけ残っておりますので、議員の皆さん御協力をよろしくお願いします。

○議員（横山 久義） はい、議席番号 7 番、横山でございます。

所定の時間、何とか終わるようにですね、努力はしてみたいと思っております。水道事業に関する質問をいたします。

今回の質問から、ぜひ担当課長に対しての質問も行ってほしいとの要望がございました。課長さんたちのたつての希望であると受けとめ、その希望に沿えるよう、努力していく所存でございます。

質問に入りますけども、今年に入り、春日那珂川水道企業団による違法取水が、大きく報道されました。

違法取水解消のため、既に福岡地区水道企業団から日量を4,000トンを購入し、さらには、福岡市から日量1万1,050トン、今後4年間融通してもらうとのことでありますが、この違法取水量は、我が町の必要水量を大きく上回る規模であったようであります。

違法取水は許されることではありませんが、その背景には厳しい水道事業の実情があることは間違いありません。

篠栗町には無論、違法な取水など存在しませんが、我が町の水道事業の運営には、他の多くの自治体同様、憂慮すべき事情があることも事実であります。

ところで、今年に入り大寒波にみまわれたわけですが、その時、県下の多くの自治体で、水道管の破裂などが発生し、断水を余儀なくされました。

しかし、我が町では、報道をに賑わすような事態にはなりませんでした。

それは、水道管の更新を、下水道事業とあわせて行ったことや、担当課職員の皆さんの日ごろの努力によるものだと感謝をしております。

ただ、町内の2つの浄水場の老朽化がかなり進んでいるわけですが、建てかえには膨大な費用がかかるため、具体的計画が今のところないのも事実であります。

これらの状況等を踏まえて、質問の本題に入りたいと思います。

まずは、今回の寒波による被害状況を上下水道課長にお尋ねをいたします。

次の質問に移ります。我が町の水道事業は、独立採算制を旨とした企業会計で運営されておりますが、この水道会計が非常に厳しい状況にあることは、先ほど申し上げたとおりであります。

その主な原因は、三つあるかと思えます。

一つ目は、町の人口が増えないことや、節水意識の向上により水道水の需要が伸びないこと。

二つ目は、自己水源の水より割高な、福岡水道企業団からの水を優先しなければならないこと。

そして、三つ目は水道料金が適正であるかどうかであります。適正な水道料金が否かは、町の運営方法が、これ以上改善する余地がないこと確認した上で判断す

るべきことであるため、今回の質問項目から外し、話を進めることにいたします。

まずは担当課長に次の２点お尋ねをいたします。

現在の自己水源及び企業団からの導水の１日当たりの最大可能供給量について、お答えをお願いします。

次に、平成２６年度の有収水量中企業団からの供給水の占める割合は５４．２１％であることから、自己水源からの原水を浄水する二つの浄水場の稼働にはかなりの余裕があるかと思えます。おのおのの浄水場の稼働状況についてお答えをお願いします。

これから先の質問は、町長に対して行います。

水道料金は使用料が大きくなるほど、トン当たりの単価が大きくなることは周知のとおりであります。

したがって、大口の利用を見出せば、水道会計の改善につながると考えます。

そこで、お聞きしたいのは、現在進められている、九大演習林跡地の造成計画でございます。

正式名は篠栗北地区なんとなんと言いますけども、一般の町民の方にはこういう表現の方がわかるだろうということで、あえて、九大演習林跡地ということで申し上げております。

町長の先日の説明では、計画は順調に進んでいるようで、安心しているところであります。

ただ、ここで私がお聞きしたいのは、誘致する企業は、食品会社であり、多くの水を必要とすることが考えられることから、水道会計としては、大きなビッグチャンスだと思いますがいかがでしょうか。

企業グループを特定する際、町の水道水の使用を条件づけられているのか否かをお答えをお願いします。

もし、条件づけされているとしたら、水使用料は、概算でどれほどになるのかもあわせてお答えをお願いします。

次は鳴淵ダムに関する質問を行います。

我が町に存在する鳴淵ダムは、水道企業団にとりましても貴重な水がめであることは言うまでもありません。

そして、本来ならダムの固定資産税に当たる交付金が、毎年１億円程度、鳴淵ダムから取水している水道企業団から入ってきてもおかしくない話ではありますが、政令でダムから取水している水道企業団のメンバーに、ダム所在地の自治体加わっ

ている場合、交付金はもらえないことになっております。

平成30年度は五ヶ山ダムが供用開始となりますが、その地元であります那珂川町も、我が町同様、不合理な扱いを受けることになります。

そこで、那珂川町と連携し、国に政令の変更等強く働きかけ、交付金を受け取るよう努力されてはいかがでしょうか。

そして、交付金を受け取れるようになるまでの間、我が町は、配分を受けてる水道企業団からの導水のうち必要としない水については使用しなくて済むよう、企業団に働きかけることも必要だと思いますが、町長の考えをお聞かせ願います。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 町長から答えられますか。

○町長（三浦 正） ただいまの横山議員の御質問、篠栗町の水道事業の今後について、担当課長の前に、私からまず御報告を申し上げます。

先月の大寒波、大雪の寒波による水道管の破損事故につきましては、町民の皆様には多大な御苦勞や御心配、御迷惑をおかけいたしました。

断水を余儀なくされた自治体がある中で、無事に乗り越えられましたのは、町民の皆様がいち早く漏水に気付かれ、メーターのバルブを閉めていただくなど御協力があったことだと感謝しております。

寒い中本当にありがとうございました。

また、春日那珂川企業団による違法取水につきましては、県に対し是正の計画書を提出され、協議の途中と伺っております。

本町といたしまして、支援ができる部分があれば協力してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

それでは、御質問の前段の部分を担当課長から答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（八尋 正記） はい、まず1番の御質問、今回の寒波による被害状況についてでございますが、1月23日から24日にかけての寒波の影響により、本町においても大きな被害が発生いたしました。

被害の大部分が個人などで管理されている給水管でありまして、凍結した管が、気温が上がるにつれ破裂し、漏水したものです。

電話での問い合わせが25日から29日までの5日間で210件ほどっております。

2月の検針終了後、水量が多く出た家庭などに漏水の状況をお尋ねしましたとこ

ろ、修繕工事も進んでるようです。

町で管理する給配水管につきましては、一部の地域で漏水が発生しましたが、すぐに復旧しております。

また、浄水場などの施設につきましては、城戸浄水場でポンプ弁の破損などが発生しましたが、大事には至っておりません。

次に、2の御質問の1番目、現在の自己水源及び企業団の受水の1日最大可能供給量についてでございますが、自己水源は、第一浄水場と第二浄水場合わせ、1日最大8,400立米、企業団からの受水は4,700立米でございます。

次に、2の御質問の2番目、二つの浄水場の稼働状況についてでございますが、平成26年度決算において、企業団からの受水率は54.21%でありまして、年間の量にしますと約143万7,000立米を受水しております。

有収水量が年間約260万立米でありますので、受水量減じますと、自己水源の使用実績は116万3,000立米となります。

二つの浄水場の自己水源を年間の量にしますと、306万6,000立米になりますので、自己水源の使用率にしますと約38%であります。

議員御指摘のとおり、給水収益が10年間で約6,100万円、13.2%減少する一方、企業団に支払う受水費は約1,540万円、9.4%上昇しており、今後も上昇する見込みです。

なお、企業団の受水を優先し、給配水を行っておりますのは、受水をしてもしなくても、基本料金は支払う必要があります。

一方、自己水源は、基本料金を支払う必要がありませんので、企業団の受水費は、自己水源の費用と比較しますと、割高感があります。

私からは以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、引き続き町長。

○町長（三浦 正） それでは引き続き、私への御質問の1番目から答弁してまいります。

九大演習林跡地の水道水の供給と1日当たりの水の使用量についてでございますが、当該地は、篠栗北地区産業団地として開発の準備を進めているところでございます。

この開発は当初から水道水を使っただけの企業の誘致を考えております。

誘致企業とは、まだ協定書の締結等はいたしておりませんので、水道水の使用料は、確定しておりませんが、既設管の供給能力などを検証した上で、誘致企業との

協議を進めてまいりたいと考えております。

次に御質問の２番目、那珂川町と連携して国に政令の変更を要望し、交付金の確保に努めるとともに、企業団に対して、不要な水を受水しなくて済むように働きかけてはという御質問でございます。

那珂川町に、平成２９年度五ヶ山ダムが完成いたしまして、翌年度から供給が開始される予定で事業が進捗しているところでございます。

福岡都市圏広域行政事業組合では御存じのとおり、求める上水を安定して確保するために以前から、水源地域、これは大分県の日田市であるとか、筑後川流域の地域でございますが、その地域への、水源地域に対して森林保全活動や、環境対策支援事業への交付金等の助成、水キャンペーン等の各種事業の支援等を行っておりますが、規模の大小はありましても、篠栗町も那珂川町も重要な都市圏の水源地でございます。

そうしたことから、「福岡都市圏広域行政事業組合に対して共同で支援を要請しよう」と那珂川町長に口頭で話したことはございます。

今後五ヶ山ダム完成にあわせて具体的な要請に変えていきたいと考えております。

御質問の中にありました、国の政令を変更して交付金を何らかの形で受け取ることができるようにする、ということは、正直なところそこまで思いが至っておりませんでした。

詳細を勉強して、出来ることならば、那珂川町と連携し、交付金獲得に向け、国にも働きかけてきてればいいなというふうに考えております。

企業団の受水につきましては、「水道用水供給に関する協定書」に基づき、現在の受水量が決定しております。

これは、本町の申請によるものでございまして、構成市町の中でも最低ラインで要請しているところでございます。

現状では、これ以下のラインに変更することは難しいところでございますが、各市町の人口状況等によっては、協議の場に乗ることも予想されますので、適宜対処してまいりたいと考えております。

受水費につきましては、大山ダム受水費増量分の基本料金に関して率は異なりますが、５ヶ年間減免が措置されました。

また、五ヶ山ダムにつきましても同様な措置がとられる予定にはなっております。

この減免率につきましては、当初の企業団の計画によりますと、現在の減免率より低いものでございましたが、我々構成団体との協議の結果、高い率の減免に改正

され、我々構成団体としても有利な条件となりつつあります。

企業団からするとさらなる減免は厳しい状況であると思われますので、企業団との交渉は引き続き、誠意的に頑張ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

私から以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ横山議員。

○議員（横山 久義） まずは、担当課長にですね、一つは要望で、一つはちょっと尋ねたいんですが、まずは今回の大寒波による被害ですね。今、答弁聞きますと、細かなことでしょうけども、210件程度あったということでございます。

大寒波の被害を受けてから、今回の3月議会の間に臨時議会がございました。そのような被害があったかどうかというのはですね、そういう機会があったらですよ、臨時会なんかが今回あったわけですから、そういうときにやはり議会にですね、詳細な報告を今後はしていただきたいなというふうに思っております。

それから、一つ確認なんですけれども、現在の企業団からのいわゆる、供給水が一日最大4,700トンということでございますが、これは、五ヶ山が完成して300トン増えます。

それを合わせて4,700ではなかったかなと、ですから現在の時点で4,400ではなかったかなと思っとるんですが、その、確認の意味でお願いしたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（八尋 正記） 横山議員がおっしゃるとおり、4,700は五ヶ山ダムも含めてというところです。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 次は、町長にお尋ねをいたします。

九大演習林の跡地ですね、当然、いわゆる、水道企業会計の管理者でもある町長ですから、そこらのあたりは抜け目がないというふうに思っております。

ですから、ただ、ここの水がですね、どれだけ必要かというのがはっきりしないと水の計画全体がなかなかわからない、現時点でわからない点もあると思うんですが、それを計画をした後でもですよ、例えば、いわゆる自己水源を、フル稼働までなかなかできないんですけども、安全を考えると、ある程度の稼働をやってですね、それでもなおかつ、水道企業団のほうからの水がですね、余るといった場合やはり、

企業団の水は高いんですね、それを減らす、こういう話を、ここでしていいかどうかかわかりませんが、もし私の町長の任期が3カ月ですね余計にあったら、実はこの問題はですね、詰めておりました。

どういうふうな詰め方をしたかといいますと、いわゆるあの水道企業団の事務方は、福岡市からの出向の職員でございます。

彼らと詰めたのは、いわゆる「篠栗町は鳴瀬ダムは造っても、交付金が1円もこないんだよ」と、ただ、そのかわりとして、やはりいろいろと便宜を図ってもらってもいいんじゃないかなということで、具体的にどうしたらいいかといいますと、いわゆる、毎年、篠栗町は、今年はこれだけ水が必要だということ聞きなさいと。そしてその残った要らなくなった水、当面ですね、その年度、それはですね、海水淡水化のいわゆる生産量、1日4万トンの水を生産するようになってますけども、あれは、あくまでも保険的考えたものだよと、ですからあれを減らして調整しなさいということですね、だいぶ渋りよりしましたけども、何とかそういう方向で考えましょうということで、進めてたんですが、残念なことに時間切れですね、できなかったんで、いわゆる首長たちのいわゆる協議会ですか。その中でもいろいろ話をしています。普通だったら、人口3万のですね、篠栗町の町長がその場で発言してもですね。いわゆる福岡市長を説得しないといけない。なかなか簡単に聞いてくれないんですけども、皆さん方、同情的でございました。

なぜそういうふうな、雰囲気になったかということ、実は、上津江村の山林を購入をした経緯がございます。

そのことでですね、福岡市長とも互角に話ができるようになったというのも事実でございます、だから福岡市長に会えば言ってたのは、うちの町が、85ヘクタールぐらい買ったんだよと、だからそれでいくと、福岡市、あなたは6,500ヘクタールぐらい買われてもおかしくないんじゃないか、というようなことを含めてですね、話してそういう中で、結局、うちの篠栗町にもこういう事情があると、だから交付金も1円もこないんじゃないかとか、そのかわり、やはりいろいろ考えて欲しいということを申し上げてですね、そういうやはりこう、例えば、三浦町長の場合は、まだいろんなスタンスがあると思うんですよ。

ですからそこらであると考えてですね、NHKの大河ドラマじゃありませんが、真田丸を見られてですね、したたかな気持ちで今後やっていただきたいなというふうに、最後要望してですね、終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 11 時 10 分

平成28年第1回(3月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月14日

平成28年 第1回 定例会 会議録

日時 平成28年3月14日 午後3時30分

場所 篠栗町役場 全員協議会室

出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	郎	6番	今	長	谷
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
		総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園 長	阿 部 正 博	産業観光課長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上下水道課長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
-----	---------	-----	---------

開会 午後 3時30分（予算特別委員会終了後）

○議長（阿部 寛治） ここで、議員の皆様にお諮りしたいと思います。

ただいまから、この会場で、本会議を開きます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

日程第1、休会について、議題といたします。

本定例会の会議に付された案件の審査は、本日をもって全て終了いたしました。

よって、会議規則第10条第2項の規定により、休会についてお諮りしたいと思います。

明日15日（火曜日）は、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、明日15日（火曜日）は、休会とすることを決定いたしました。

したがいまして、会期はですね、18日（金曜日）までとなっておりますが、会期日程を繰り上げて、採決を16日（水曜日）に行いたいと思います。

そのようになれば、会期中に閉会することになろうかと思しますので、16日（水曜日）に全て議了した後に、会議規則第7条の規定により、閉会について、改めてお諮りすることになろうかと思します。

よろしいでしょうか。

よろしければそのように進めたいと思います。

以上で、本議会をこれで終了したいと思います。

以上です。

散会 午後 3時35分

平成28年第1回(3月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月16日(採決)

平成28年 第1回 定例会 会議録

日時 平成27年3月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	6番	今	長	谷	武
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産業観光課長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上下水道課長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前 10時00分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問内容についての報告といたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第10号「職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第10号 職員の退職管理に関する条例の制定について。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関する事項を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正地方公務員法では退職管理の適正確保のため、元職員による働きかけの禁止や再就職情報の届出を規定しており、本町も新たに条例を制定するものです。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第１０号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２、議案第１１号「篠栗町地球温暖化対策実行計画策定協議会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第１１号 篠栗町地球温暖化対策実行計画策定協議会設置条例の制定について。

本議案は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成１０年法律第１１７号)第２０条第２項、並びに第２０条の３第１項に基づき、篠栗町の地域における温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化防止に貢献する省エネルギーの推進等の施策を、計画的・総合的に進める篠栗町地球温暖化対策実行計画の策定に当たって、幅広い住民等からの意見を聴取し、計画に反映させる協議会を設置するため、議会の議決を求められたものであります。

条例案では、協議会の構成メンバーは学識経験者、環境関係団体の推薦によるもの及び住民代表者１２人以内で組織し、その任期は、当該計画の町長の諮問に応じ、答申するまでであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

審査の中で、「環境関係団体の推薦によるものとはどういう団体のものか」といった質疑が出され、執行部からは、「現在想定しているのは、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所、福岡県地球温暖化防止活動推進センター、福岡県地球温暖化防止活動推進員などの団体の構成メンバーの中から推薦者を委員にしたい」との回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 12 号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 12 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は、行政不服審査法の施行に伴い、行政処分等に対する不服申し立て制度に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正行政不服審査法では、公平性及び利便性の向上のため、1、不服申し立てを審査請求に一元化。2、審理員制度の導入。3、第三者機関への諮問手続の新設。4、審査請求期間を 60 日から 3 箇月に延長すること等を規定しており、本町も関係規定の整備を行うものです。

なお、本条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第１２号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４、議案第１３号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第１３号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、級別標準職務表の条例化等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正地方公務員法では、職務給の原則を徹底するため、現在規則で規定されている同表を条例化するよう規定されており、本町も関係規定の整理を行うものです。

なお、本条例は平成２８年４月１日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 14 号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 14 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものがあります。

主な改正点は、補償の額を他の法律による給付と調整する規定において、一元化にかかる地方公務員等共済組合法等を引用し、共済年金を規定する箇所を削るものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案とおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 15 号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 15 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 15 号）の施行により、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものであります。

主な改正点は、労働者災害補償保険法による労災年金と同一の事由により、厚生年金保険法による年金が支給される場合に、労災年金に乗じる調整率が変更となるものであります。

なお、本条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 16 号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 16 号 篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、平成 28 年度から実施する予定の税債権及び税外債権の収納業務一元化に伴う督促状発送業務に関して統一的な手数料への改正が必要となったため、本条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

また、本条例の一部改正と関連して、篠栗町手数料徴収条例についても一部改正する必要が生じたため、併せて改正するものであります。

改正内容は、督促手数料を 100 円に統一するものであります。

なお、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 17 号「篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) はい、報告いたします。

議案第 17 号 篠栗町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、福岡県乳幼児医療費支給制度が、平成２８年１０月１日から制度改正されるに伴い、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものがあります。

改正の主な内容は、現在施行している小学生の入院補助に加え、通院及び中学生の入院補助を制度に追加し、現行の支給制度の自己負担上限額を見直すものであります。

また、制度名を「篠栗町乳幼児・子ども医療費支給制度」から県の制度名称に合わせ、「篠栗町子ども医療費支給制度」に改めるものです。

なお、本条例は平成２８年１０月１日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 施行が２８年１０月１日、何とか詰込めば９月でも間に合うのに、この３月というのは、何かその、関係整備に時間を要するものだったのかどうか、ちょっと審査なされているかどうかだけ、お尋ねしたいんですが。

○議長(阿部 寛治) そういう質疑がありましたか、今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 当委員会では、そういった質問はございませんでした。

○議長(阿部 寛治) いいですか。

ほかにありませんか、質疑は。

では、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第１７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第９、議案第１８号「篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一

部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) はい、報告いたします。

議案第 18 号 篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、福岡県ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例が、平成 28 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものであります。

主な改正点としましては、受給者の所得制限についての規定を改めるもの、及び字句を改めるものです。

なお、本条例は平成 28 年 10 月 1 日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 19 号「平成 27 年度篠栗町一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 19 号 平成 27 年度篠栗町一般会計補正予算（第 6 号）について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,596 万 8,000 円を追

加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１００億２，９６４万６，０００円とするものです。

歳入における増額の主なものは、

地方消費税交付金 １億３，３２２万７，０００円

地方交付税のうち普通交付税 ３，４２８万２，０００円

国庫支出金のうち国民健康保険基盤安定負担金 １，５８９万２，０００円

情報システム管理費補助金 １，２７５万４，０００円

臨時福祉金事業費補助金 ９，１４０万１，０００円

子ども子育て支援交付金 １，２４２万円

県支出金のうち国民健康保険基盤安定負担金 ７７９万３，０００円

財産収入のうち利子及び配当金 ３，６８０万円

土地売却収入 １，１００万円

町債のうち一般補助施設等事業債 ７５０万円

歳入における減額の主なものは、

県支出金のうち社会福祉費補助金 ３，０８２万２，０００円

児童福祉費補助金 １，０２５万８，０００円

財産収入のうち立木売却収入 １，４６１万５，０００円

町債のうち都市計画事業債 ６，９５０万円

次に歳出における増額の主なものは、

総務費において、情報システム管理費 ７，１８９万円

民生費において、臨時福祉給付金費 ８，８１３万９，０００円

諸支出金において、国民健康保険特別会計の赤字補填の繰出し１億円を含む繰出金１億３，７１７万７，０００円などを増額するものです。

歳出における減額の主なものは、

民生費において、延長保育事業費 １，６３０万２，０００円

衛生費において、予防費 １，０６１万５，０００円

須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金 ２，１１８万５，０００円

農林水産業費において、町営林保全事業費 １，２００万円

などです。

以上の補正に加え、歳出は事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額、歳入もそれに伴う財源更正が主な補正であります。

繰越明許費は、

情報システム整備事業 6,663万6,000円

臨時福祉給付金支給事業 9,417万3,000円

七曲り線整備事業 2,750万円

一の瀧線整備事業 1,354万9,000円

乙犬隈線整備事業 1,060万円

鳴湊川整備事業 1,060万円

を追加するものです。

継続費は、町営林保全事業において、事業費総額2億398万4,000円を2億3,605万5,000円に変更するものです。

地方債は、一般補助施設等整備事業債750万円を追加補正。

防災対策事業債を9,570万円に、公共事業債を430万円。

地域活性化事業債を3,230万円に、それぞれ限度額の変更を行うものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略をいたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第20号「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第20号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について。

本議案は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から歳入歳出それぞれ6,928万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億976万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、療養給付費を500万円追加するもの。

その他は、退職被保険者療養給付費や共同事業拠出金等を減額するものであります。

歳入では、一般会計繰入金を1億3,717万7,000円追加補正し、その他には、補助金・交付金の確定により予算を整理するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第21号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第21号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について。

本議案は、平成２７年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から歳入歳出それぞれ４，８８４万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億５，５６４万４，０００円とするものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、４，８８４万３，０００円を減額するものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料を４，８８４万３，０００円減額するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第２１号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１３、議案第２２号「平成２８年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第２２号 平成２８年度篠栗町一般会計予算について。

本議案は、平成２８年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９３億５，１３７万９，０００円とするものであります。

前年度当初予算に対し３，４５２万２，０００円の増額となっております。

２７年度予算との主な相違点は、増額要因として篠栗北地区産業団地整備事業特別会計への繰出金の新設、町道乙犬切通線沿いにある旧ダイフク跡地の廃棄物の処

理費用を計上。

減額要因として、篠栗駅東側自由通路詳細設計費用の減少となっております。

本年度の主な事業として、議会費においては、議会中継システム等経常的な議会運営に係る予算１億２８７万５,０００円であります。

総務費においては、昨年度に引続き、派遣に切替えた臨時職員及び一部嘱託職員雇用の包括委託経費、情報セキュリティやマイナンバーなどの情報システム関連経費、まちづくり事業補助金、特典付きふるさと納税制度などの予算１３億２,５８３万２,０００円であります。

民生費においては、年金世帯への臨時福祉給付金支給事業、本年度より開始するファミリーサポート支援事業を初め、子ども・子育てに係る細かなサービス支援事業、高齢者や障がい者への支援サービスに係る経費、１０月から施行予定の子ども医療費新制度の補助の拡大分など、医療に係る予算経費新制度の導入に伴い、認可保育園及び認定こども園への拡充した支援をする予算３０億３,３１４万７,０００円であります。

衛生費においては、各種がん検診、特定健診、乳幼児健診などの検診事業や健康教室など予防事業に係る経費、地球温暖化対策実行計画の策定経費、旧ダイフク跡地の廃棄物の処理費用、ごみ収集事業などの予算１２億２,９０９万３,０００円であります。

農林水産業費においては、農地の耕作放棄地拡大防止対策経費、昨年度に引続き、森林経営計画に伴う間伐事業に係る経費及び荒廃森林の整備に係る予算１億８,８４８万２,０００円であります。

商工費においては、観光協会の事業を充実するために、地域おこし協力隊の配置や春らんまんハイキングを初めとする観光イベントの経費、観光施設等の維持管理に係る予算９,５０４万３,０００円であります。

土木費においては、道路改良事業や舗装整備及び側溝整備に係る経費、河川改良事業乙犬尾仲地区水路水害対策事業費、ベントナヒルズ区健康広場の整備費用などの予算４億１,０６６万円であります。

消防費において、山間地域の防災対策として、防火水槽新設・改修の経費、消防団の活動経費、常備消防の糟屋南部消防組合に対する経費など４億２,０５１万２,０００円であります。

教育費においては、篠栗中学校、篠栗北中学校の教室木質化の事業経費、各小中学校・幼稚園に係る経費、クリエイト篠栗及び体育施設の維持管理に係る経費、遺

跡など町及び県指定文化財の保存に係る経費などの予算８億４,２８３万７,０００円であります。

公債費においては、過去に借り入れた起債の元利償還金９億３,４５１万円であります。

諸支出金においては、２８年度から新設された篠栗北地区産業団地整備事業特別会計への繰出金等、各特別会計への繰出金など７億４,０８８万８,０００円であります。

次に歳入について、町税においては、収納対策の強化及び近年の経済状況に基づき、対前年度６,６０５万３,０００円増の２９億８,７９９万７,０００円であります。

地方贈与税をはじめとする２款から１０款までの交付金のうち、６款 地方消費税交付金においては、国の財政計画などに基づき、対前年度１億６,５００万円増の４億６,５００万円、９款 地方交付税のうち、普通交付税について、国の財政計画及び起債償還の普通交付税算入額の減少に伴い、対前年度２億７,７２７万円減の２１億７,１０８万５,０００円。

その他の交付金につきましては前年度とほぼ同額であります。

分担金及び負担金については、保育所運営の拡充により園児数の増を見込んだ保護者負担金などの予算１億８,１６６万４,０００円であります。

使用料及び手数料については、対前年度ほぼ横ばいの１億３,２４７万４,０００円であります。

国庫支出金については、保育所運営への拡充により、園児数の増を見込んだ保育所運営国庫負担金など１０億３,８４８万９,０００円であります。

県支出金については、ほぼ横ばいの６億８,２０１万２,０００円であります。

財産収入については、町有地の売却予定がないことから２,９１３万９,０００円減の６,４８０万２,０００円であります。

基金繰入金については、地方交付税の減少により、対前年度１億５,０００万円増の７億５,０００万円であります。

諸収入については、受託事業の収入があることで、対前年度５,８４０万７,０００円増の２億３,９５５万５,０００円であります。

町債については、臨時財政対策債及び投資事業などの減少により、対前年度１億３,６２０万円減の４億２,０１０万円であります。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策債を３億３,３００万円、一

般会計支出債を３００万円、自然災害防止事業債を６，９００万円、緊急防災・減災事業債を４５０万円、防災基盤整備事業債を１，０６０万円とするものです。

また、一時借入金の借入最高額は１０億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第２２号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１４、議案第２３号「平成２８年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第２３号 平成２８年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について。

本議案は、平成２８年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ３７億４，９２８万１，０００円とするものです。

歳出の主なものは、

保険給付費 ２３億４６７万５，０００円

後期高齢者支援金 ３億５，９５５万２，０００円

介護納付金 １億４，６４８万８，０００円

共同事業医療費拠出金 ９，１４２万３，０００円

保険財政共同安定化事業拠出金 ７億５，９３１万５，０００円

などであります。歳入の主なものは、

国民健康保険税 5億5,184万1,000円

国庫支出金 9億1,882万4,000円

療養給付費交付金 9,725万6,000円

前期高齢者交付金 8億9,586万8,000円

県支出金 1億4,137万8,000円

共同事業交付金 8億6,957万3,000円

繰入金 2億6,275万円

その他、一時借入最高額は5億円であります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第24号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第24号 平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について。

本議案は、平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,048万円とするものです。

歳出の主なものは、

総務費 3,025万円

後期高齢者医療広域連合納付金 3億5,910万円

などであります。

歳入の主なものは、

後期高齢者医療保険 2億7,982万8,000円

繰入金 1億1,064万4,000円

などであります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第25号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第25号 平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について。

本議案は、平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額7億7,844万4,000円に対し、支出

の予定額は7億9,266万3,000円となり、1,421万9,000円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金2億6,592万4,000円、企業債利息 1億3,361万3,000円などです。

収益的収入の主なものは、下水道使用料4億987万2,000円、他会計負担金 1億4,307万4,000円が見込まれております。

収益的支出額に対し不足する1,421万9,000円は、繰越利益剰余金で補填するものです。

次に、第4条において、資本的収入の予定額3億3,952万7,000円に対し、支出の予定額を4億5,350万9,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億1,398万2,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

資本的支出の主なものは、流域下水道建設負担金4,394万9,000円、企業債元金償還金3億9,953万1,000円などです。

資本的収入の主なものは、企業債2億3,200万円、他会計負担金1億692万6,000円です。

次に、第9条において、繰越利益剰余金のうち、100万円を減債積立金として処分するものと定めるものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１７、議案第２６号「平成２８年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第２６号 平成２８年度篠栗町水道事業会計予算について。

本議案は、平成２８年度篠栗町水道事業会計予算を第２条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第３条において、収益的収入の予定額４億６,４２８万７,０００円に対し、支出の予定額は５億５７０万２,０００円となり、４,１４１万５,０００円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、水道施設運転維持管理等包括業務委託で、浄水場運転管理などの委託料３,２４３万３,０００円、薬品費３５９万３,０００円、メーター取替業務２１４万８,０００円、合計３,８１７万４,０００円を継続して委託するもの及び、福岡地区水道企業団受水費１億８,４０７万１,０００円、企業債利息２,８７２万４,０００円などです。

収益的収入の主なものは、水道使用料４億３,２１６万５,０００円が見込まれております。

収益的支出額に対し不足する４,１４１万５,０００円は、繰越利益剰余金で補填するものです。

次に、第４条において、資本的支出の予定額を１億４,３１３万９,０００円とし、その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費が４,２５４万１,０００円、企業債元金償還金１億１７万９,０００円などです。

資本的収入の予定額は１,０００円で、資本的支出額に対し不足する１億４,３１３万８,０００円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１８、議案第２７号「平成２８年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第２７号 平成２８年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備特別会計予算について。

本議案は、平成２８年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ７,８６２万５,０００円とするものです。

歳出の主なものは、篠栗北地区産業団地開発事業計画策定業務委託料７,８６２万５,０００円。

歳入の主なものは、一般会計繰入金７,８６２万５,０００円であります。

継続費については、平成２８年度から平成３０年度までの篠栗北地区産業団地開発調査事業の実施において、平成２８年度７,４６２万９,０００円、平成２９年度４,３８９万円、平成３０年度９３５万円、総額１億２,７８６万９,０００円とするものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第２７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１９、選挙案第１号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第１号を事務局長に朗読させます。

清原議会事務局長。

○事務局長（清原 眞也） 選挙案第１号 選挙管理委員及び補充員の選挙について。

選挙管理委員及び補充員は、平成２８年３月３１日任期満了につき地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８２条の規定により、後任者それぞれ４人の選挙を求める。

平成２８年３月３日、篠栗町議会議長 阿部寛治

提案理由、平成２８年３月３１日任期満了のため。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） お諮りいたします。

本案は、地方自治法第１８２条の規定により、選挙管理委員及び補充員を議会において選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法で議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

選挙管理委員及び補充員の氏名は、住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

まず、選挙管理委員に、

篠栗町大字田中１６３番地の４番、栗須 幸夫、昭和１５年２月１日

篠栗町大字尾仲１１３９番地の１、井上 桂悟、昭和２３年１２月２７日

篠栗町大字篠栗４３９６番地の２６、石川 忠弘、昭和１７年５月８日

篠栗町大字篠栗５０６１番地、大久 保信也、昭和２０年４月１日

以上４名を指名いたします。

続きまして、補充員は、

篠栗町大字津波黒６１８番地、高橋 研一、昭和２１年９月１６日

篠栗町大字萩尾７３１番地、松尾 義明、昭和２７年３月１２日

篠栗町大字尾仲７２５番地の２、芳野 忠、昭和２８年１月２０日

篠栗町大字篠栗２，２８４番地の１、藤 佳光、昭和２８年１２月８日

以上４名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名しましたそれぞれの４名の方を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することにご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名いたしました栗須幸夫氏、井上桂悟氏、石川忠弘氏、大久保信也氏の４名の方が選挙管理委員に当選され、補充員に高橋研一氏、松尾義明氏、芳野忠氏、藤佳光氏の４名の方が当選されました。

次に補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただ今議長が指名した順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、補充員の順序は高橋研一氏、松尾義明氏、芳野忠氏、藤佳光氏、以上の順位に決定しました。

会議規則第３３条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第２０、発議第１号「篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第１号について、本案に賛成の方のご起立をお願いします。

全員賛成と認めます。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

日程第２１、発議第２号「篠栗町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第２号について、本案に賛成の方はご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

日程第２２、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第７５条の規定により、お手元のタブレットに記載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑ありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第４５条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読による字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここでお諮りします。

本定例会の会議に付された案件の審議は、全て終了いたしました。

従いまして、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言するようなことがありましたら、許可をいたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成２８年第１回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

篠栗町固定資産評価員の選任についての人事案件 1 件、篠栗町地球温暖化対策事業計画策定協議会設置条例の制定について、をはじめ条例案 9 件、平成 27 年度補正予算、平成 28 年度当初予算、新設の平成 28 年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算等、上程いたしました 19 議案につきまして、すべて可決いただきましたことに感謝申し上げます。

平成 28 年度一般会計当初予算は、平成 27 年度と比べ、ほぼ同規模の予算でございますが、特徴的なことは、歳入において地方交付税が 2 億 7,000 万円を超える減額となることでございます。臨時経済対策債の交付税措置終了による減額が 1 億 5,000 万円程度、そして国の平成 28 年度地方財政計画における交付税減額分が 1 億 2,000 万円程度。国としては、税收増加分を交付税の減額でバランスを取ったものの報告を受けているものでございますが、それらの要因によるものでございます。

以前から、我が町における「平成 28 年問題」として私が申し上げておりました、長期間の起債と交付税措置のタイムラグから発生する起債返済資源の一般財源に及ぼすマイナス影響につきましては、ここ数年の繰上償還により、かなり回避することができましたが、それでも今後数年間は、年度予算の組立てに多少苦勞することが予想されます。まさに、平成 28 年度はそうしたやり繰りに苦勞する正念場の最初の年度と言えるわけでございます。

そうしたことから、投資的経費は最小限に抑えつつも、福祉関連予算については、住民の皆様の福祉の充実を第一義と考え、27 年度下回らないように精一杯配慮した予算でございます。

議員各位におかれましては、そうした内容を十分ご理解いただき、ご審議いただきまして全員賛成にて可決いただきました。

4 月 1 日から予算の執行にあたっては、スピード感を持って事業遂行に当たりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

一方で、将来の自主財源確保のための「平成 28 年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算」につきましては、短期間に投資が増加することになりますが、31 年度以降の町の発展の礎となる事業として取組むものでございます。大きなプロジェクトではございますが、近い将来において、あの時行政とともに取組んだからこそ今があると、この場にいらっしゃる 12 名の議員の皆様が誇りにしていただける、語り継がれる成功事例として取組みたいと考えておりますので、何とぞ引き続き

ご指導賜りますようお願いいたします。

東日本大震災から5年が経過いたしました。私は、3月11日の日本経済新聞の「春秋」に目が止まりました。それは、福島第一原発事故に関連した内容でございました。

「取り戻すあてさえないふるさともある。福島第一原発近くの帰還困難区域だ。色分けの地図でみると、まるで『美し国（うましくに）』に刺さったとげのようである。昨年の国勢調査では、双葉町など4町で人口はゼロだった。懐かしい空気を吸いながら田畑をうち、大漁に胸躍らせる日々を取り戻せるのは、いつのことだろうか。」という記事でございました。

先日、国勢調査の速報値が発表されまして、我が町は前回からやや減の1万1,537世帯、3万1,212人でございました。

この新聞記事を読んだ後、福島県の速報値をあらためて見ました。

ご承知のとおり国勢調査において人口とは、その市町村に実際に住んでいる人の人口でございます。

楢葉町976人、前回調査からマイナス87.3%。葛尾村18人マイナス98.8%。飯舘村41人マイナス99.3%、そして、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町と、この4町が0人マイナス100%。

私はこの速報値を見たときに息が詰まりました。と同時に、こうして3月定例会において、次年度の取組みについて、あるいは町の将来像について、議員の皆様方と熱く討論できることの喜びをひしひしと感じました。更にそしてまた、その喜びと職務を全うする責任の重大さに改めて思いを馳せたわけでございます。

今なお避難してらっしゃる17万4,000人の方々に、1日も早く日常生活が戻ることを願ってやみません。

最後に、3月限りで定年退職される阿部正博栗の子保育園長には、永い間の行政職員としてお勤め大変ご苦労さまでございました。行政という地方自治の柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全ういただきましたことにこの場をお借りして、私からも心から感謝申し上げます。

また、議会の改選期であったことから、定年後も議会事務局長お願いいたしました清原眞也議会事務局長には、長期間誠にありがとうございました。

4月からは、新体制のもと「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく行動により、地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく努力してまいることをお約束いたしまして、平成28年第1回定例会閉会のご挨拶といたします。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

今後とも、何とぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長(阿部 寛治) 本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成２８年第１回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 １１時１７分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

山田 眞士

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎
